

宝塚市立地適正化計画

目次

第1章 立地適正化計画の概要.....	1
1. 背景・目的	1
2. 立地適正化計画に定める事項.....	1
3. 位置づけ	2
4. 構成.....	6
第2章 立地適正化計画の基本的な方針.....	7
1. 立地適正化計画の目標.....	7
2. 誘導方針	8
第3章 居住誘導.....	9
第4章 都市機能誘導.....	17
第5章 交通ネットワーク.....	29
第6章 誘導施策.....	30
1. 居住誘導の施策	30
2. 都市機能誘導の施策.....	32
3. 交通ネットワークの施策.....	34
第7章 立地適正化計画の防災指針.....	35
第8章 届出制度.....	40
第9章 計画の評価と進行管理.....	41
付 属 資 料.....	44

第1章 立地適正化計画の概要

1. 背景・目的

これまでわが国の都市は、人口の増加を前提に都市づくりが進められてきました。しかし、人口減少、少子高齢化の進行を背景として、様々な世代の人々が快適で豊かな暮らしを持続的に実現できること、財政面からは持続可能な都市経営が求められています。

このような状況の中、平成26年（2014年）の都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画が制度化されました。立地適正化計画は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地するよう誘導し、あらゆる世代の住民が公共交通によりこれらの生活利便施設へ容易にアクセスできることを目的とした制度です。

本市においては、これまで鉄道駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めてきましたが、今後人口減少や少子高齢化の進行が予測されており、そのような状況の中でも持続可能な都市としていくため、宝塚市立地適正化計画を策定します。

2. 立地適正化計画に定める事項

都市再生特別措置法では、立地適正化計画に記載する事項を定めています。

立地適正化計画に記載する事項	本計画における記載箇所
立地適正化計画の区域	第1章 立地適正化計画の概要
住宅及び都市機能増進施設 ^(※1) の立地の適正化に関する基本的な方針	第2章 立地適正化計画の基本的な方針
居住誘導区域 ^(※2) 及び居住を誘導するための施策	第3章 居住誘導 第6章 誘導施策
都市機能誘導区域 ^(※3) 、誘導施設 ^(※4) 及び誘導施設を誘導するための施策	第4章 都市機能誘導 第6章 誘導施策
防災指針 ^(※5)	第7章 立地適正化計画の防災指針

※1 都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

※2 居住誘導区域：都市の居住者の居住を誘導すべき区域。

※3 都市機能誘導区域：都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。

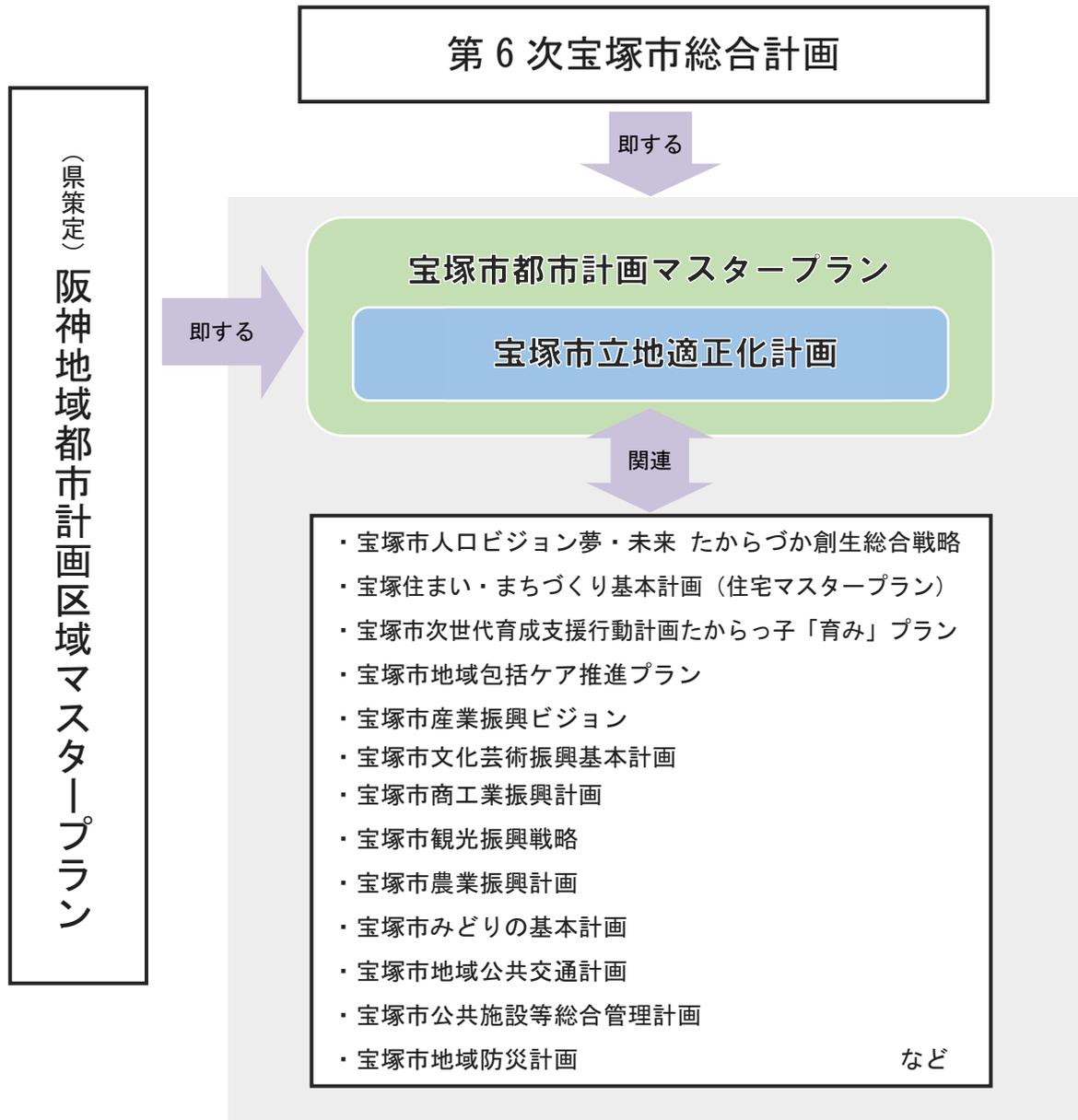
※4 誘導施設：都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設。

※5 防災指針：居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針。

3. 位置づけ

(1) 他計画との関係

宝塚市都市計画マスタープランの一部として、上位計画である第6次宝塚市総合計画、阪神地域都市計画区域マスタープランに即し、他の関連計画との整合を図ります。

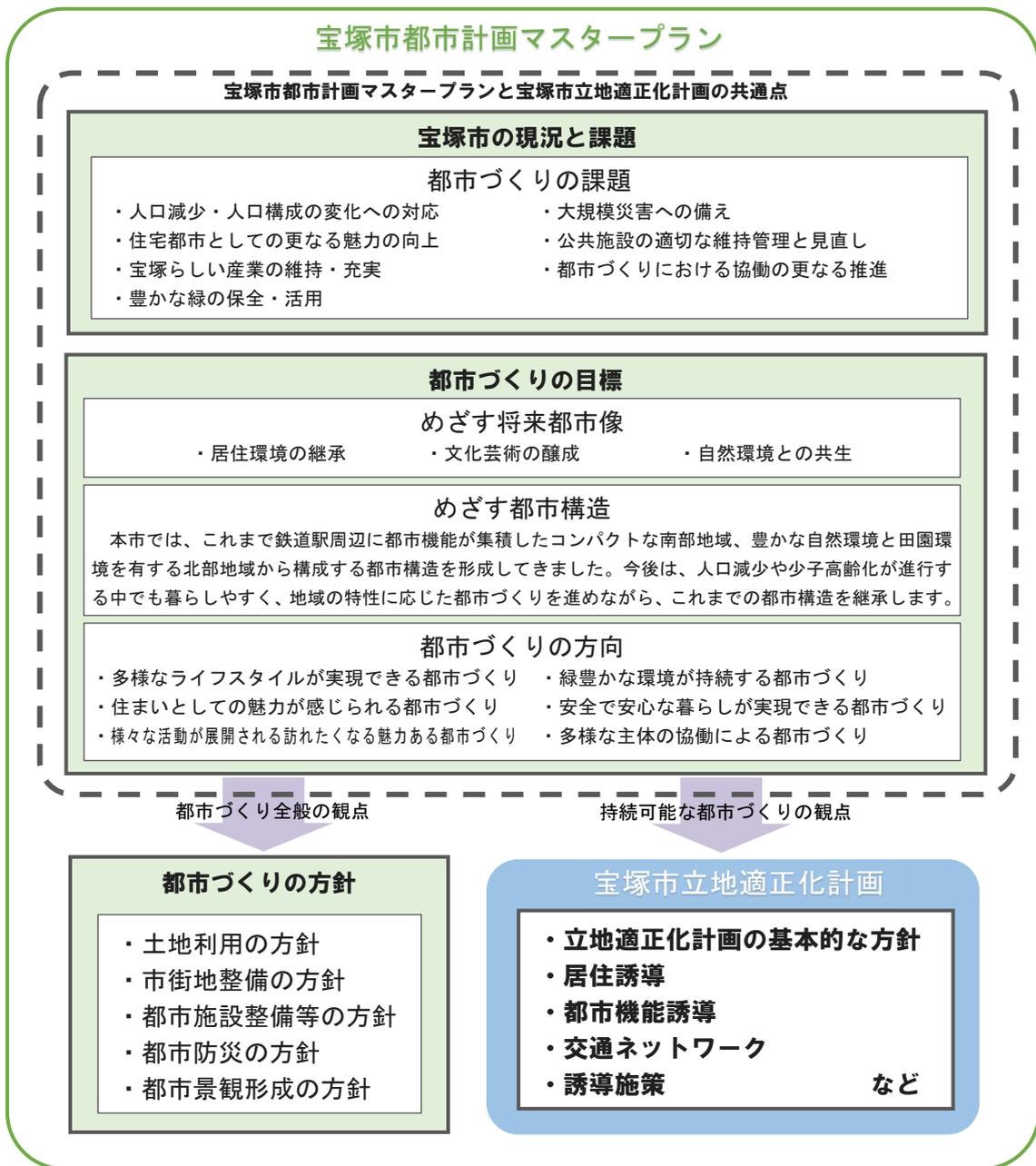


(2) 都市計画マスタープランとの関係

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条に基づく持続的な都市づくりのために居住や都市機能の誘導などを図るための計画で、同法第 82 条により、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本市では、都市計画マスタープランの改定に併せて立地適正化計画を策定します。都市計画マスタープランでは、都市づくりの目標の実現に向け、都市づくり全般の観点から部門別の方針を定めます。一方、立地適正化計画では、持続可能な都市づくりの観点から居住誘導や都市機能誘導に関する方針などを定めます。

今後、両計画の運用においても連携を図り、計画的な都市づくりを推進します。



(宝塚市都市計画マスタープラン抜粋)

第3章 都市づくりの目標－2. めざす都市構造

(1) 土地利用

南部地域（南部市街地・市街地周辺緑地）、北部地域のメリハリがある土地利用をめざします。

①南部地域

ア 南部市街地

一定の人口密度を維持し、利便性や身近に緑があるなど質の高い住環境を維持するとともに、地域の特性に応じた市街地をめざします。

イ 市街地周辺緑地

市街地の無秩序な拡大を防止し、ゆとりとうるおいのある都市景観を形成する重要な緑の空間として保全・活用します。

②北部地域

本市全体としての資源である豊かな自然環境や田園環境を適切に保全するとともに、地域資源を生かした魅力的なまちづくりをめざします。

(2) 拠点

南部地域については、鉄道駅周辺を主な拠点に、北部地域については、西谷庁舎周辺と北部地域の玄関口である宝塚北 SA・SIC や武田尾駅を拠点に位置づけ、地域の特性に応じた拠点形成をめざします。

①南部地域

ア 都市拠点：JR・阪急宝塚駅～宝塚南口駅

商業、文化芸術、観光などの多様な機能が集積し、市内外の人々が様々な活動や交流ができる、都市全体の魅力と活力を支える拠点をめざします。

イ 地域拠点：仁川駅 / 小林駅 / 逆瀬川駅 / 清荒神駅 / 売布神社駅 /

中山寺駅～中山観音駅 / 山本駅 / 雲雀丘花屋敷駅

鉄道駅を中心に生活利便機能や多様なライフスタイルを実現する機能が集積し、後背圏の生活を支える拠点をめざします。

ウ 生活拠点

山麓部の住宅地における身近な拠点として、生活利便機能を提供する拠点をめざします。

エ シビック拠点：市役所周辺

市役所をはじめとする公共公益機能や健康・スポーツ機能が集積し、市民の暮らしをサポートする拠点をめざします。

②北部地域

ア 北部地域拠点：西谷庁舎周辺

公共公益機能が集積し、地域の生活を支えるとともに、市内外の人々が交流できる拠点をめざします。

イ 広域交流拠点：宝塚北 SA・SIC / 武田尾駅

自然環境の保全に配慮するとともに、他地域から訪れる人々との交流や北部地域の玄関口として、ふさわしい拠点をめざします

(3) ネットワーク

①交通ネットワーク

鉄道などで各拠点を結び、それをバスや新たな移動手段が補完し、誰もが安全・安心に移動できる交通ネットワークの形成をめざします。

②水と緑のネットワーク

六甲・長尾山地の山並みと武庫川を水と緑のシンボルとし、水辺と緑が身近に感じられる、ゆとりとうるおいのある都市環境の形成をめざします。

ア 武庫川河川軸

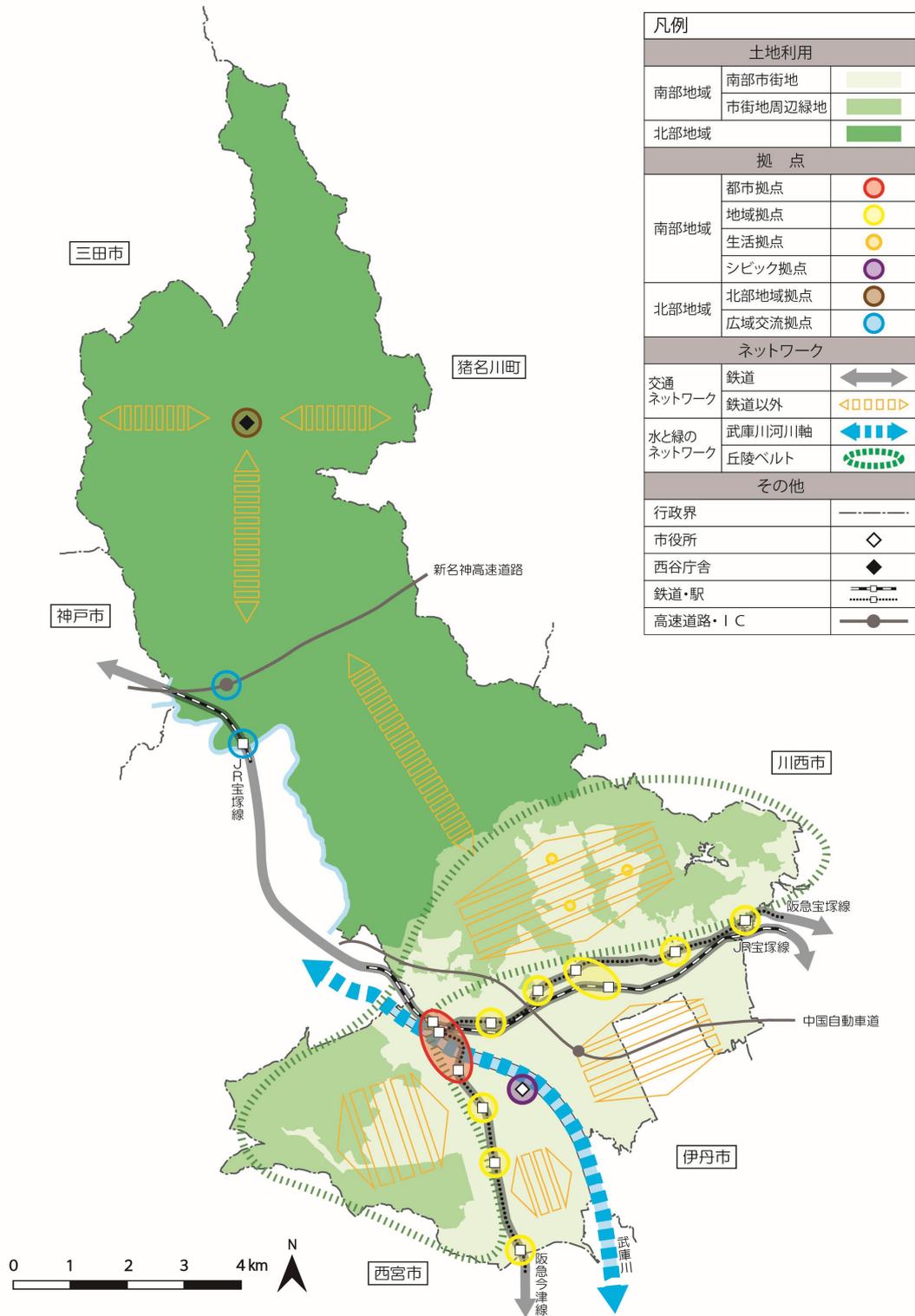
六甲・長尾山地から市街地に流れる武庫川を武庫川河川軸として位置づけ、河川水辺空間の利活用を推進し、市民の憩いの場となる都市空間の形成をめざします。

イ 丘陵ベルト

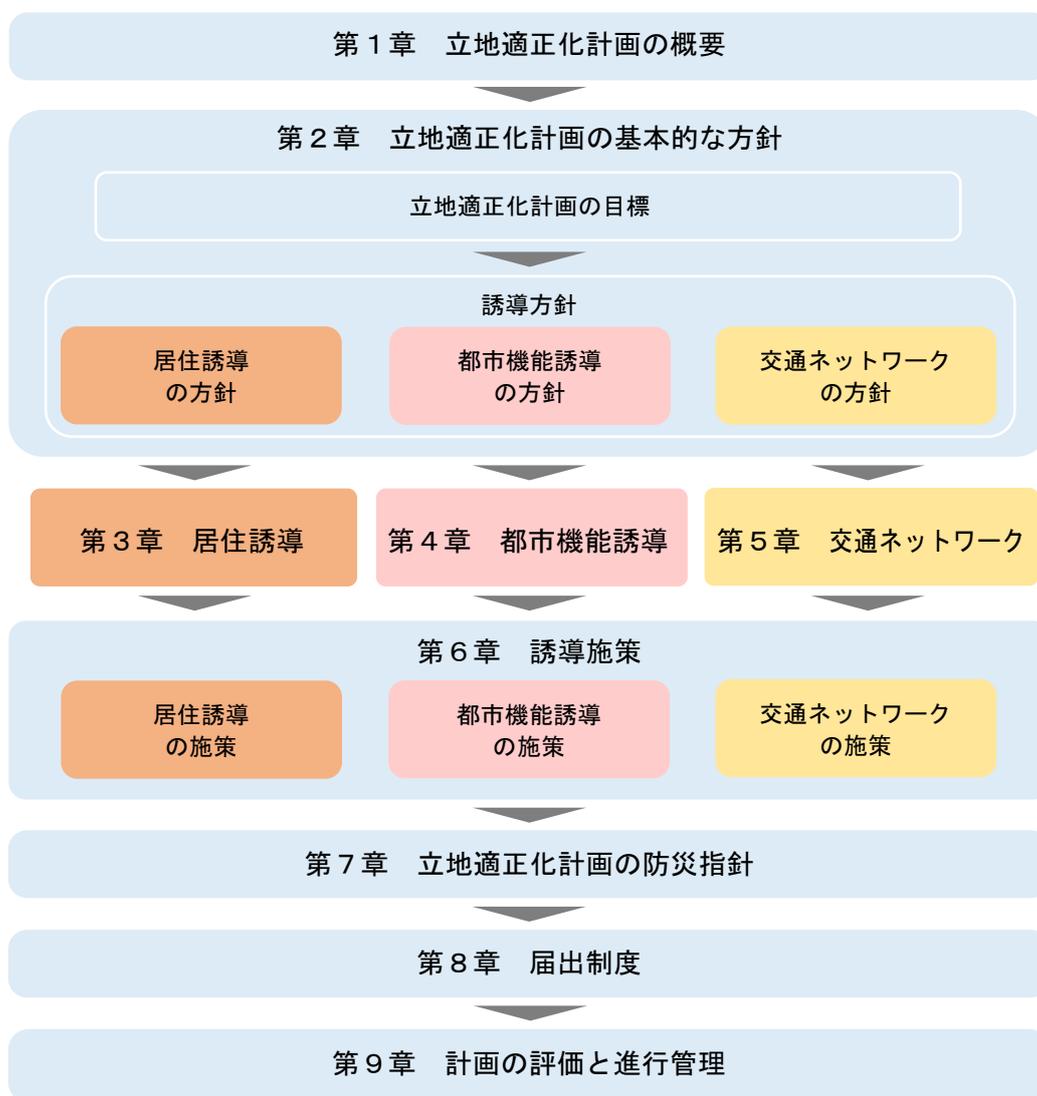
六甲・長尾山地の丘陵地である市街地周辺緑地と山麓部の住宅地を丘陵ベルトとして位置づけ、緑地とゆとりある住宅地が調和した良好な住環境と本市を特徴づける景観の形成をめざします。

(宝塚市都市計画マスタープラン抜粋)

第3章 都市づくりの目標-2. めざす都市構造



4. 構成



5. 対象区域・計画期間

(1) 対象区域

対象区域は、宝塚市全域（都市計画区域）とします。

(2) 計画期間

都市計画マスタープランと整合を図る観点から、令和4年（2022年）から10年間とします。

なお、本計画の目的である居住や都市機能の誘導などは長期的に進める必要があることから、概ね20年後の都市を展望して目標や目標値を設定します。

第2章 立地適正化計画の基本的な方針

宝塚市都市計画マスタープランに示す都市づくりの目標の実現に向け、持続可能な都市づくりの観点から、居住や都市機能の誘導にあたっての目標を設定し、その方針を示します。

1. 立地適正化計画の目標

住宅都市として、+αの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる都市

- ・これまで培われてきた郊外住宅都市としての住環境やブランドを生かした、便利でありながら落ち着きがある暮らしが実現できる都市をめざします。
- ・「交流・活動のある暮らし」、「文化芸術が身近にある暮らし」、「便利で質の高い暮らし」、「柔軟に働く暮らし」など、魅力的で多様なライフスタイルが実現できる都市をめざします。

趣味のつながり、身近な公園でのつながりなどが日常にある「交流・活動のある暮らし」



日常の中で文化芸術に触れ、体感できる「文化芸術が身近にある暮らし」



魅力的で多様なライフスタイルのイメージ



住まいの近くで働く、短時間だけ働くなど「柔軟に働く暮らし」



大阪などへ通勤する暮らしの中で便利に日常生活が送れる「便利で質の高い暮らし」

2. 誘導方針

(1) 居住誘導の方針

宝塚の個性を生かした居住誘導

豊かな自然に囲まれた閑静な住宅地、阪神間モダニズム文化の影響を受けて育まれてきた郊外住宅地、歴史・文化が漂う住宅地などの宝塚の個性を生かし、災害リスクも踏まえた居住誘導を図ります。

(2) 都市機能誘導の方針

地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出

郊外居住の文化や交通利便性、都市機能の集積状況、居住者のニーズなど、地域特性に応じた都市機能を誘導し、多様で魅力的な空間の創出を図ります。

(3) 交通ネットワークの方針

誰もが移動しやすい環境の形成

市街地内の様々な場所で、多様な活動が実現できるよう、移動を総合的にとらえ、誰もが移動しやすい環境の形成を図ります。

第3章 居住誘導

(1) 居住誘導の基本的な考え方

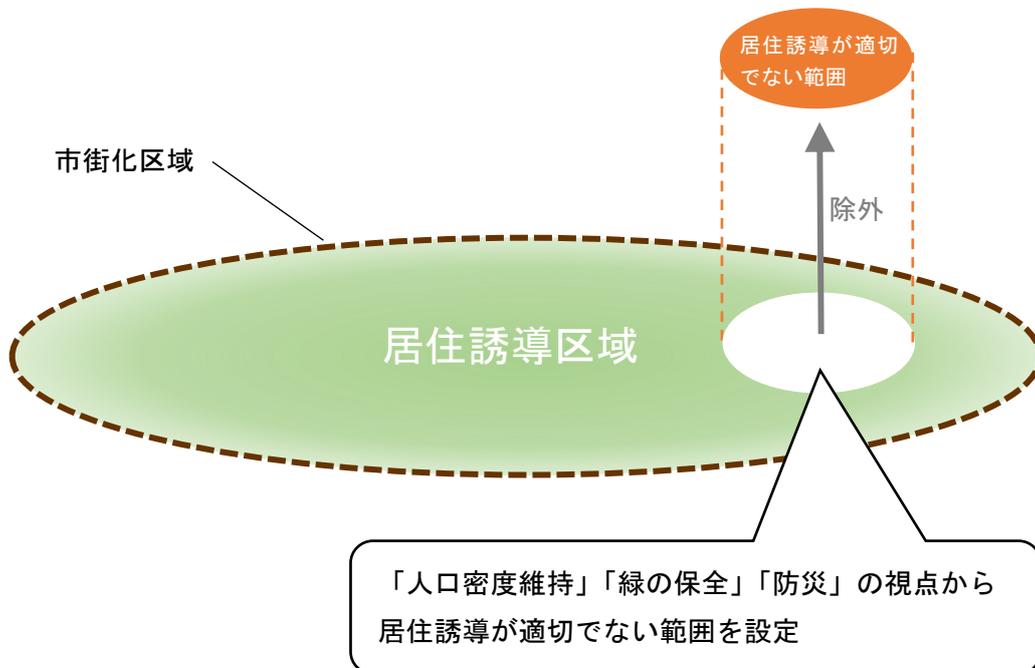
本市はこれまで、鉄道沿線のまちづくりや区域区分などの諸制度の活用により、市街化区域において、コンパクトで良好な市街地環境を形成してきました。

今後もこの環境を生かすため、居住誘導区域は現在の市街化区域を基本とした上で、「人口密度維持」、「緑の保全」、「防災」の視点から居住誘導が適切でない範囲の有無を検討し、居住誘導区域を設定します。

各視点の設定理由

視点	設定理由
人口密度維持	生活利便機能や公共交通サービス、地域コミュニティの維持・充実には一定の居住密度が必要であるため。
緑の保全	本市の特徴である豊かな緑や市街化区域内農地は保全することが必要であるため。
防災	頻発する災害などの脅威に対して防災・減災の取り組みを進めることが必要であるため。

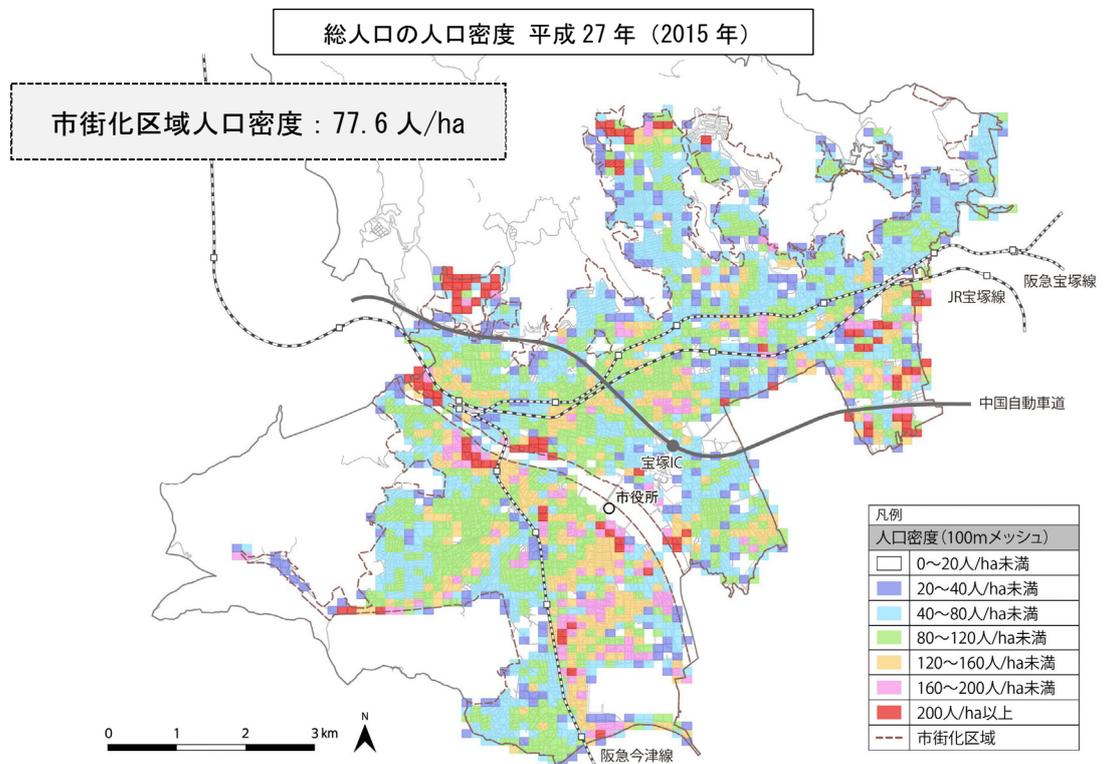
居住誘導区域のイメージ



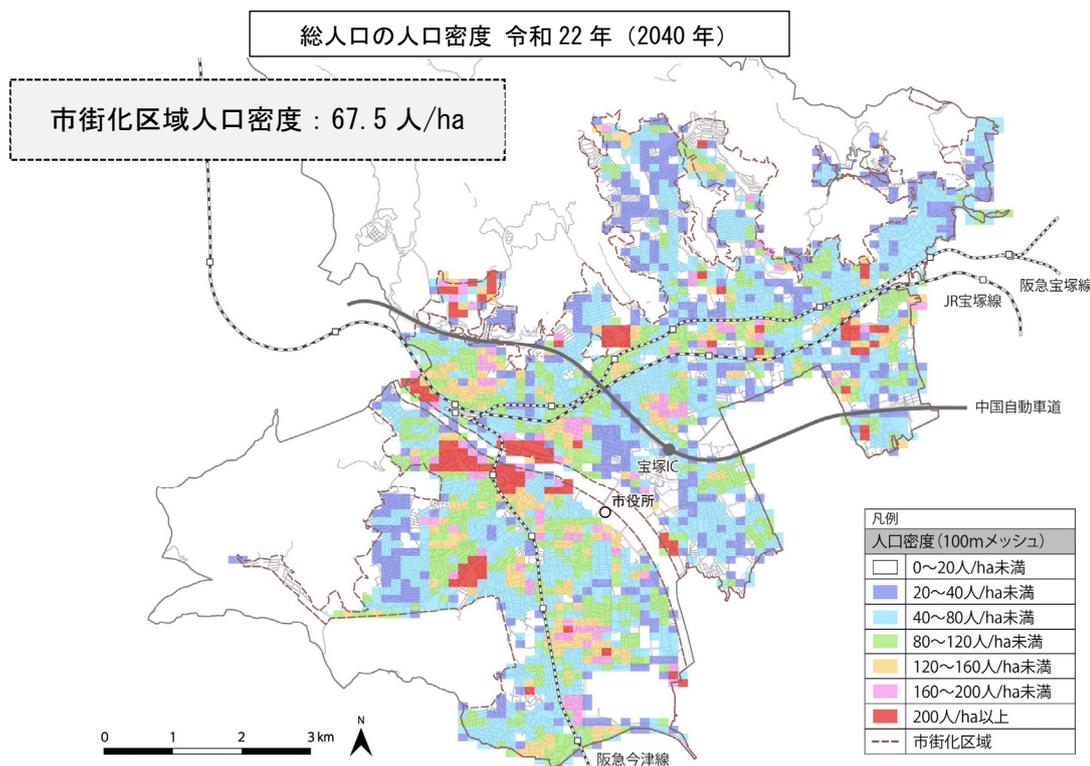
(2) 各視点の状況

①人口密度維持の視点

市街地全域では、将来的にも比較的高い人口密度を維持することが予測されていますが、人口密度の低下が予測される地域があります。



出典) 国勢調査 (平成 27 年 (2015 年)) より作成



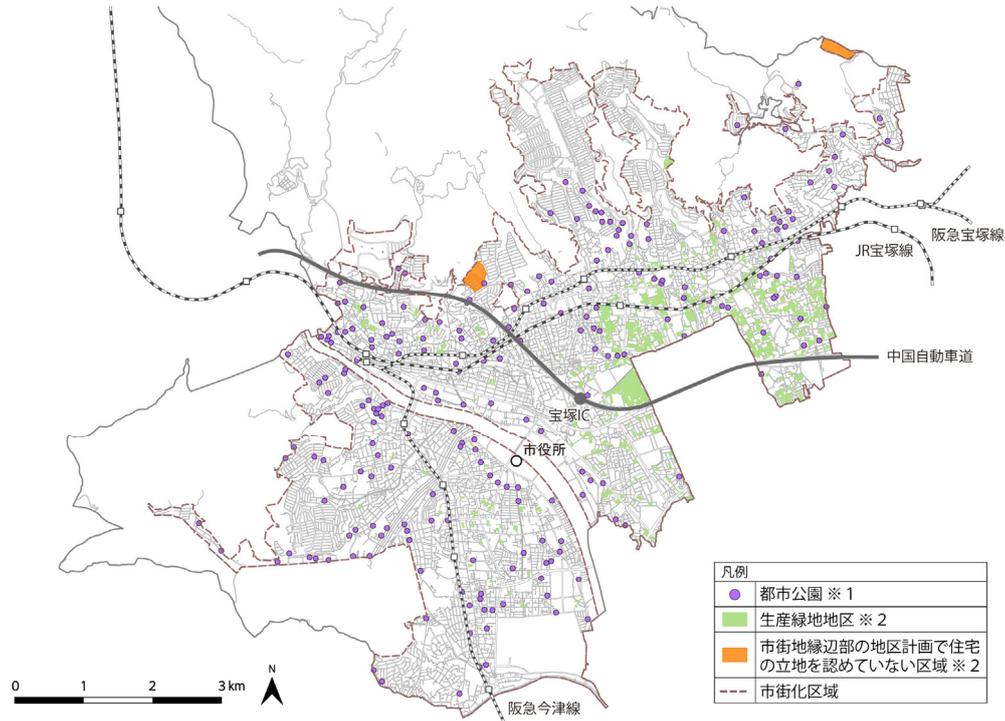
出典) 国勢調査 (平成 27 年 (2015 年)) より推計

②緑の保全の視点

市街地内では、農地の保全などのため、生産緑地地区を指定し、また、市民の休息、運動などの空間として多数の都市公園が整備されています。

山麓部の市街地縁辺部では、後背部の市街地周辺緑地との調和のため、地区計画で住宅の立地を認めていない区域があります。

都市公園及び生産緑地地区と市街地縁辺部の地区計画で住宅の立地を認めていない区域



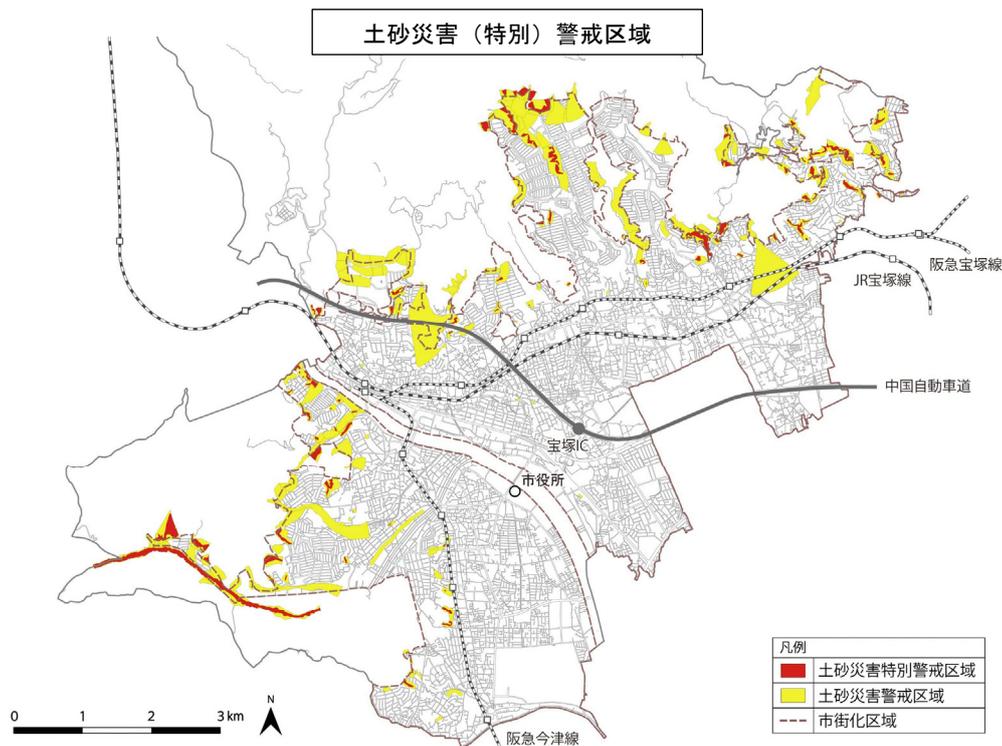
出典) ※ 1 宝塚市作成 (令和 3 年 (2021 年) 3 月時点)
 ※ 2 都市計画基本図 (令和 2 年 (2020 年) 7 月)

③防災の視点

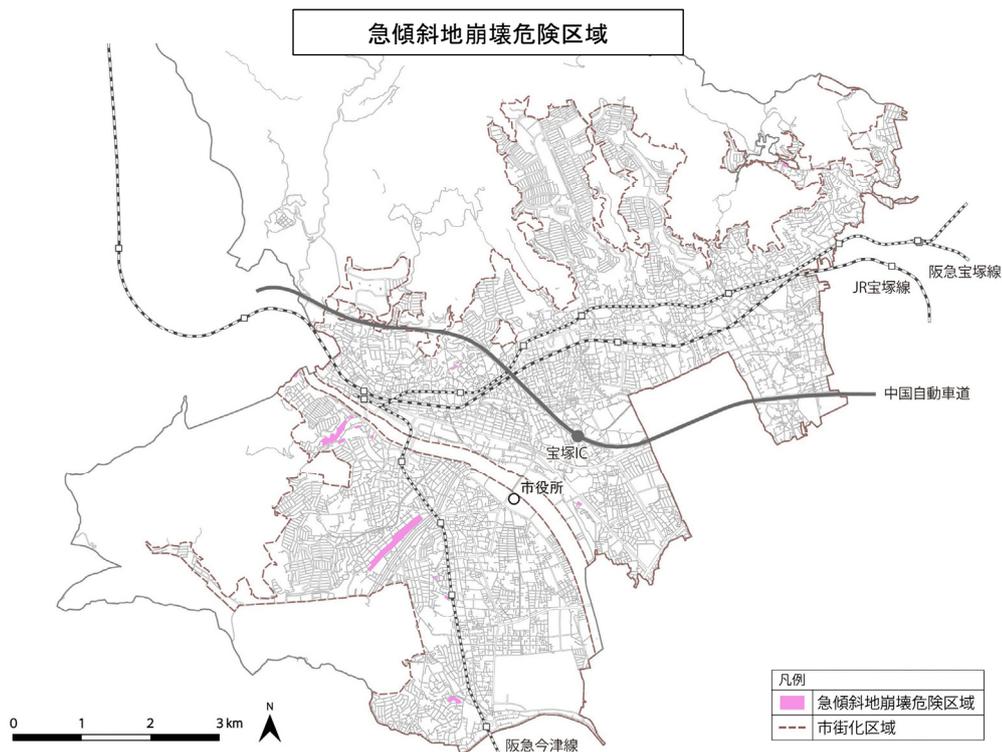
山麓部の市街地縁辺部では、土砂災害警戒区域^(※1)が指定され、その中の一部では、土砂災害特別警戒区域^(※2)にも指定されています。

がけ地の一部では、急傾斜地崩壊危険区域^(※3)が指定されています。

平野部では、武庫川を中心に洪水浸水想定区域^(※4)が広がっています。

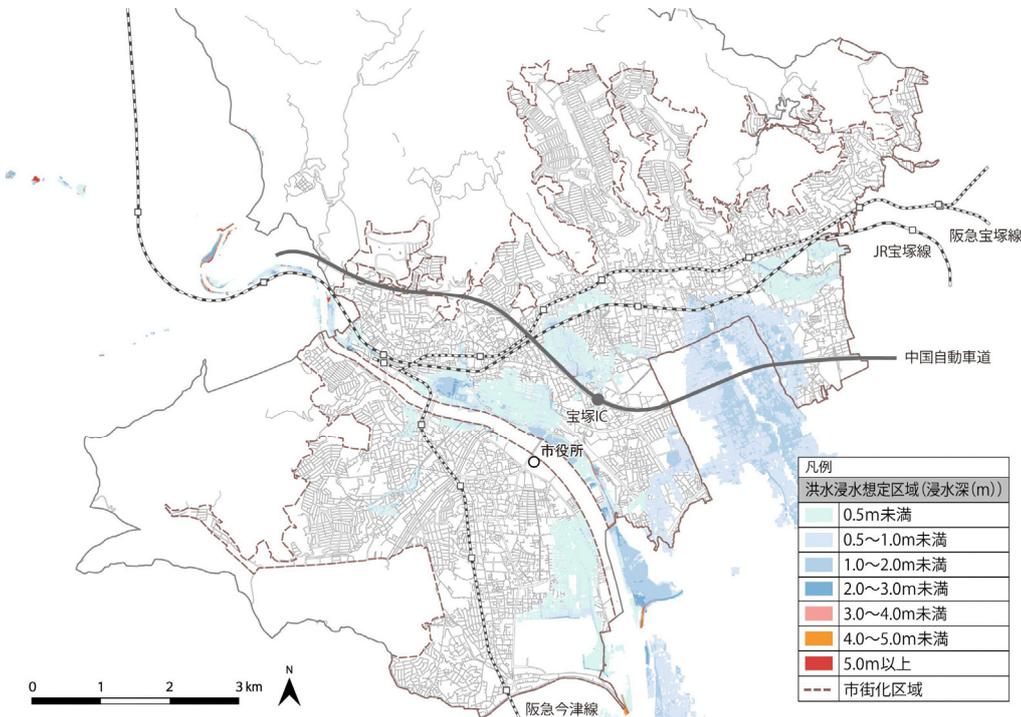


出典) 兵庫県ホームページ (令和2年(2020年)3月時点)



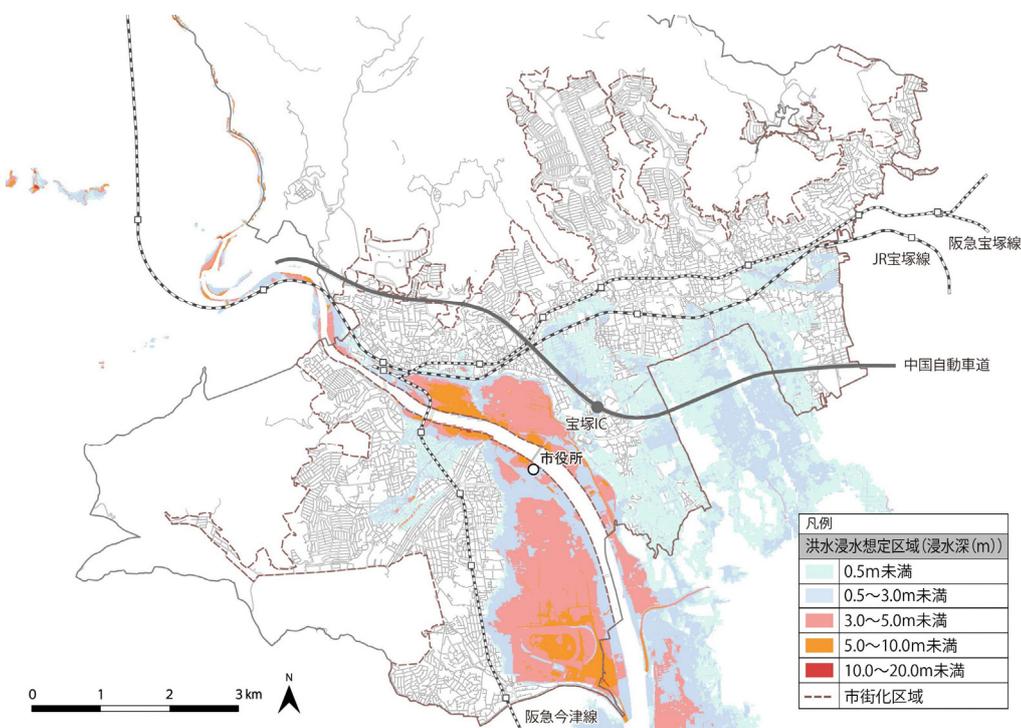
出典) 宝塚市作成 (令和3年(2021年)3月時点)

洪水浸水想定区域（計画規模降雨（※5））



出典) 兵庫県ホームページ (令和2年(2020年)3月時点)

洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨（※6））



出典) 兵庫県ホームページ (令和2年(2020年)3月時点)

- ※1 土砂災害警戒区域：土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定される区域。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
- ※2 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定される区域。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
- ※3 急傾斜地崩壊危険区域：急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定される区域。傾斜角度が30度以上、高さが5m以上、被害を受ける恐れのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには許可が必要となり、一定要件を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。
- ※4 洪水浸水想定区域：水防法に基づき指定される区域。洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
- ※5 計画規模降雨：「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生の状況などを考慮して設定（兵庫県では1級河川の主要区間において概ね1/100～1/200年確率規模、その他河川では概ね1/30～1/100年確率規模で設定）。
- ※6 想定最大規模降雨：当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が、当該河川でも同じように発生するという考え方にに基づき、国において、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定（兵庫県では各河川において想定最大規模降雨が1/1000年確率規模以上になるように設定）。

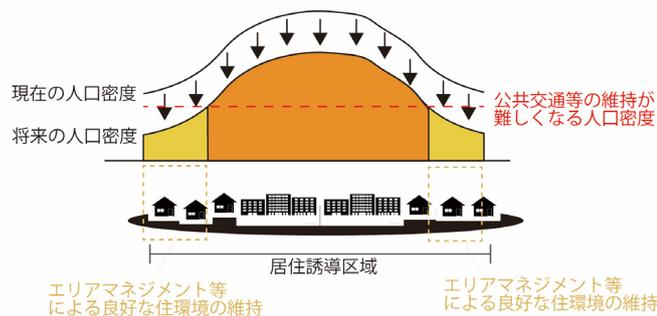
(3) 居住誘導が適切でない範囲

各視点の状況について考慮し、居住誘導が適切でない範囲を設定します。

①人口密度維持の視点

将来推計では人口密度の低下が予測される地域がありますが、住宅地ブランドや住民のエリアマネジメントにより、住宅ストックの更新や良好な市街地環境の維持などが期待されることから、居住誘導が適切でない範囲は設定しません。

市街地縁辺部については、人口密度の低下に伴い、公共施設や公共交通などの維持が困難になることから、今後の人口密度の状況を注視します。



②緑の保全の視点

本市の特徴である市街地の緑地、市街地周辺緑地については、今後も保全すべきであることから、生産緑地地区、都市公園、市街地縁辺部の地区計画で住宅の立地を認めていない区域を居住誘導が適切でない範囲に設定します。

【居住誘導が適切でない範囲】

「生産緑地地区」 「都市公園」

「市街地縁辺部の地区計画で住宅の立地を認めていない区域」

③防災の視点

建築物の損壊などにより人命に危害が生ずるおそれがあるとして建築や宅地開発に制限のある土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、居住誘導が適切でない範囲に設定します。

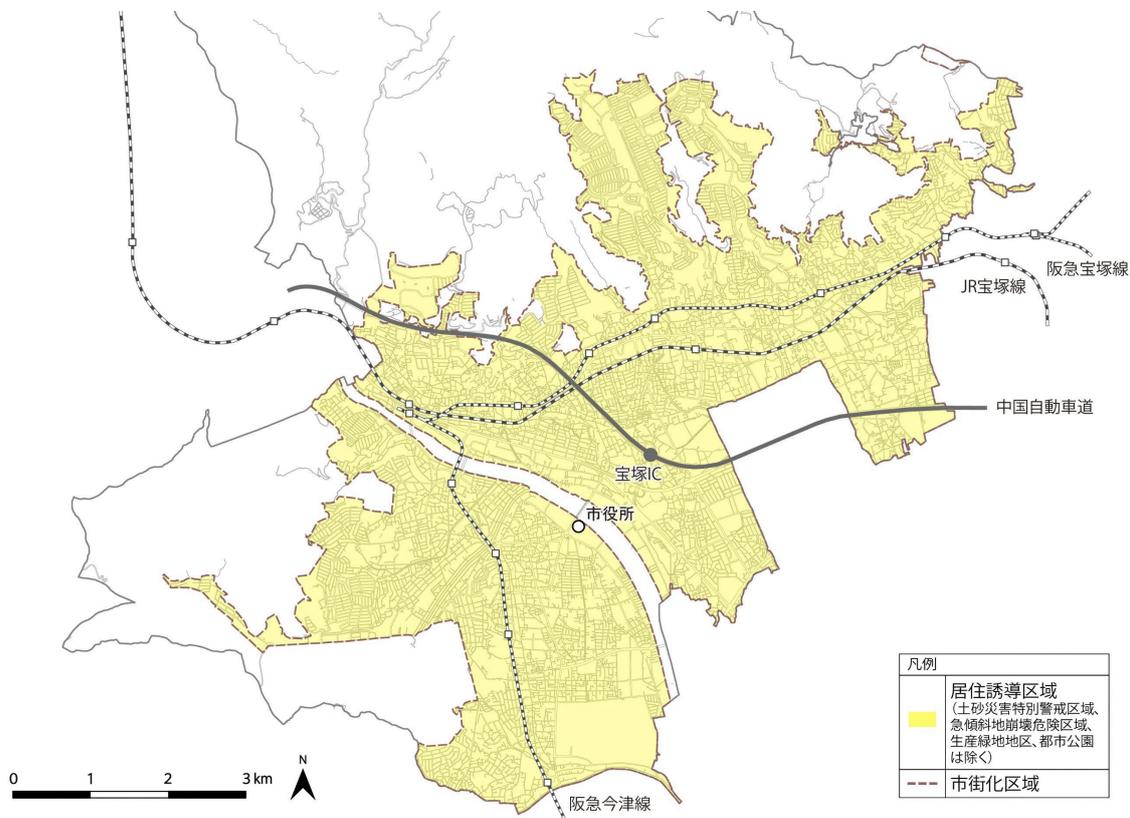
その他の災害リスクがある地域は、居住誘導区域に含めますが、災害リスクに対する対応策を第7章の「立地適正化計画の防災指針」に示します。

【居住誘導が適切でない範囲】

「土砂災害特別警戒区域」 「急傾斜地崩壊危険区域」

(4) 居住誘導区域

市街化区域から居住誘導が適切でない範囲として設定したものを除外し、居住誘導区域とします。



※ 上記の居住誘導区域の着色箇所から土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、生産緑地地区、都市公園は除外します。各区域に変更が生じた場合は、併せて居住誘導区域も変更するものとします。

居住誘導区域面積 : 2,488ha
 居住誘導区域人口密度 : 81.3 人/ha
 市街化区域のうち居住誘導区域の占める割合 : 95.5%

第4章 都市機能誘導

(1) 都市機能誘導の基本的な考え方

第2章の立地適正化計画の目標では、「交流・活動のある暮らし」、「文化芸術が身近にある暮らし」、「便利で質の高い暮らし」、「柔軟に働く暮らし」に着目し、魅力的で多様なライフスタイルが実現できる都市をめざすこととしています。これらの暮らしの実現に向けた誘導方針を拠点ごとに設定し、拠点形成に必要な施設、都市機能誘導区域の設定を行います。



(2) 誘導方針を設定する拠点

宝塚市都市計画マスタープランで示す将来都市構造では、鉄道駅などの市民生活の中心となっている場所を拠点として位置づけ、地域の特性に応じた拠点形成をめざしています。

この拠点のうち、居住誘導区域にあり、また、多くの人が集まり、機能の集積の必要性が高い「都市拠点」、「地域拠点」、「シビック拠点」について、誘導方針を設定します。さらに、「地域拠点」については、拠点周辺の機能の集積状況や拠点の役割に応じて「地域拠点1」、「地域拠点2」、「地域拠点3」に分類して誘導方針を設定します。

拠点	場所
都市拠点	「JR・阪急宝塚～宝塚南口」
地域拠点1	「逆瀬川」「中山寺～中山観音」の2箇所
地域拠点2	「仁川」「小林」「清荒神」「売布神社」「山本」の5箇所
地域拠点3	「雲雀丘花屋敷」
シビック拠点	「市役所周辺」

(3) 拠点形成に必要な施設

各拠点の誘導方針に基づき、拠点形成に必要な施設を設定し、そのうち、法律などにより建物用途が明確にできるものを誘導施設とします。

なお、食品スーパー、診療所、保育所など日常生活を支える機能、また、拠点形成に必要な施設についても、小規模なものは住まいの身近にバランスよく立地することが求められるため、誘導施設（都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域へ誘導するもの）として扱いません。

○誘導施設について

都市再生特別措置法では、都市の居住者の共同福祉や利便のため必要な施設を誘導施設として規定しており、オフィスやホテルは誘導施設に設定することができません。

＜「都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設」の例＞ ※国土交通省Q&Aより

- ・ 病院・診療所などの医療施設、老人デイサービスセンターなどの社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事務所、地域包括支援センターその他高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所などの子育て支援施設、小学校などの教育施設
- ・ 集客力がありまちのにぎわいを生み出す図書館、博物館などの文化施設や集会施設、スーパーマーケットなどの店舗や銀行などのサービス業を営む商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所などの行政施設

また、都市機能誘導区域外で誘導施設の建築を行う場合や都市機能誘導区域で誘導施設を廃止する場合などは、市長への届出が義務付けられていることから、施設が届出の対象となるか否かを明確にする必要があります。

なお、誘導施設として設定していても用途地域、地区計画その他法律などの規制の対象となるものは設置することができません。

(4) 都市機能誘導区域の設定

①都市拠点、地域拠点 1～3

徒歩による移動のしやすさと用途地域の指定状況を考慮し、都市機能誘導区域を設定します。

- ・ 駅から概ね 500m 圏内
- ・ 駅から線路、幹線道路を跨がずに移動できる範囲（商業地域、近隣商業地域の場合は除く）
- ・ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を除く範囲
- ・ 阪急沿線より山側の住居系用途地域を除く範囲

②シビック拠点

市役所を中心に集積した公共施設の敷地を都市機能誘導区域に設定します。

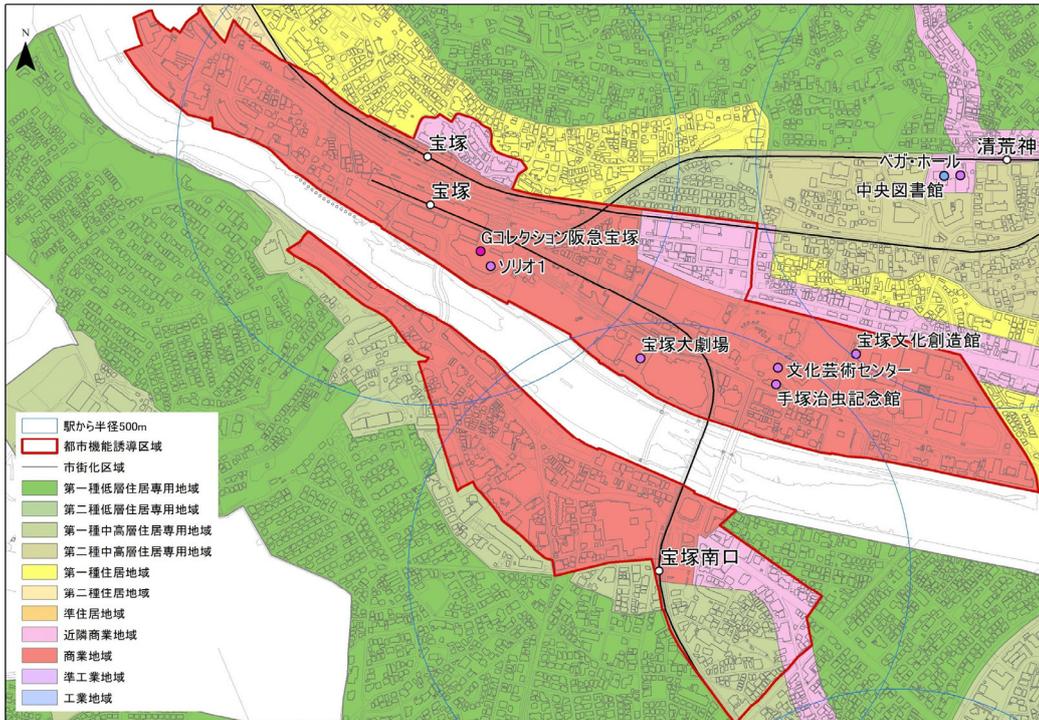
(5) 各拠点の誘導方針、拠点形成に必要な施設、都市機能誘導区域

①都市拠点（「JR・阪急宝塚～宝塚南口」）

<p>誘導方針</p>	<p>本市の中心地かつ広域的拠点として、多様な機能を誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民、来訪者が訪れ、交流・活動が生まれる拠点の形成 ・質の高い都市空間の形成 ・回遊しやすい歩行者空間の形成 ・日常的に文化芸術に触れられる機会の充実 ・利便性の高い暮らしを支える商業・サービスの充実 ・柔軟に働くことができる環境の形成
<p>拠点形成に必要な施設 (●：誘導施設)</p>	<p>●公民館 ●図書館 ●公益施設 ●大型交流施設 ●文化芸術施設 ●劇場 ●博物館・美術館 ●大規模店舗・飲食店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊機能のある施設 ・スポーツジムなどの運動や健康を増進する施設 ・活動の場、憩いの場となる広場・公園 ・ギャラリーなどの芸術品を展示できる施設 ・工房、文化教室などの文化芸術活動ができる施設 ・休日や夜間も医療を受けることができる施設 ・一時的に子どもを預けることができる施設 ・ワーキングスペースなどのオフィスや自宅以外で仕事・活動ができる施設

都市機能誘導区域

<JR・阪急宝塚～宝塚南口：約69ha>

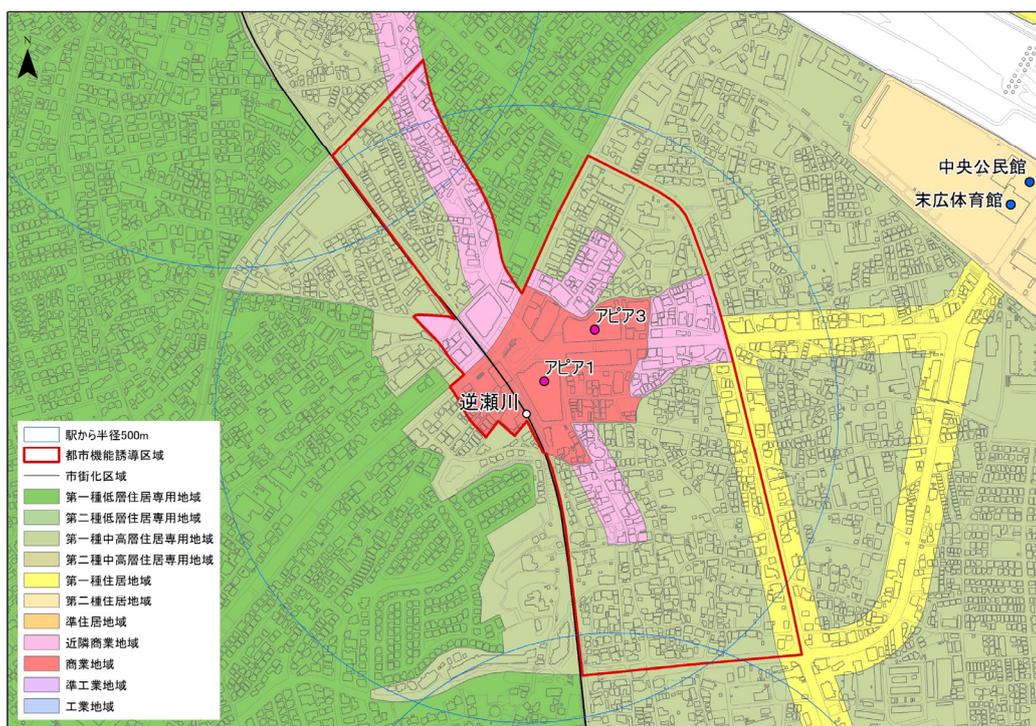


②地域拠点1（「逆瀬川」「中山寺～中山観音」の2箇所）

誘導方針	武庫川右岸・左岸における広域的な拠点として多様な機能を誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な交流・活動の促進 ・日常的に文化芸術に触れられる機会の充実 ・利便性の高い暮らしを支える商業・サービスの充実 ・柔軟に働くことができる環境の形成
拠点形成に必要な施設 (●: 誘導施設)	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館 ●図書館 ●公益施設 ●大型交流施設 ●文化芸術施設 ●大規模店舗・飲食店（地域拠点型） ・スポーツジムなどの運動や健康を増進する施設 ・活動の場、憩いの場となる広場・公園 ・ギャラリーなどの芸術品を展示できる施設 ・工房、文化教室などの文化芸術活動ができる施設 ・休日や夜間も医療を受けることができる施設 ・一時的に子どもを預けることができる施設 ・ワーキングスペースなどのオフィスや自宅以外で仕事・活動ができる施設

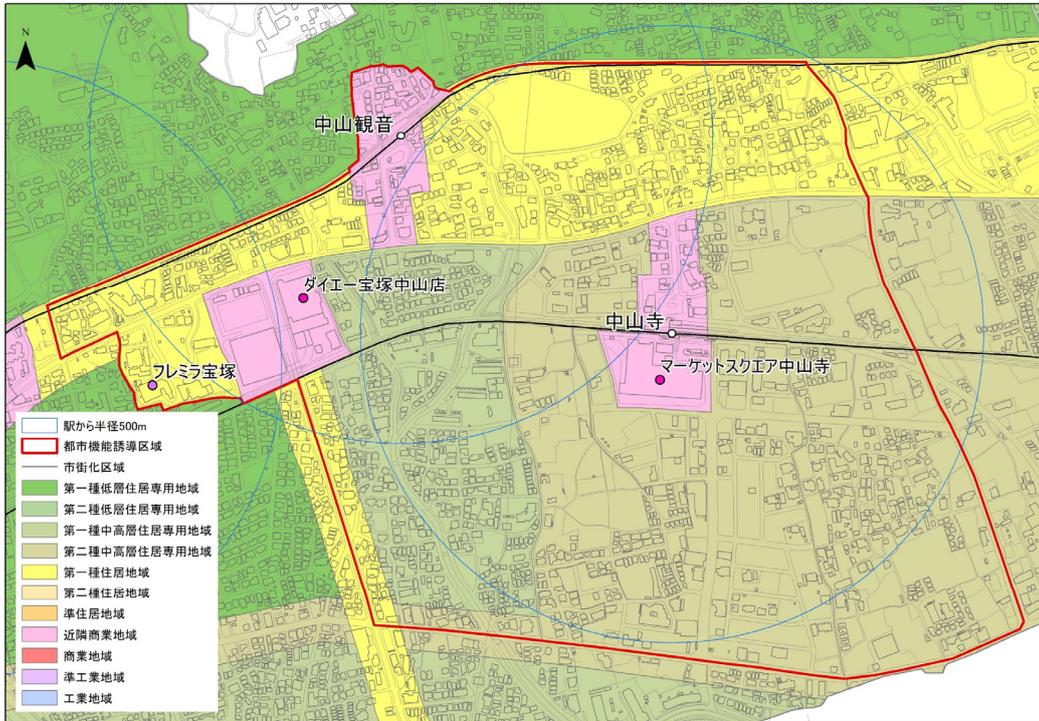
都市機能誘導区域

<逆瀬川：約33ha>



都市機能誘導区域

<中山寺～中山観音：約98ha>

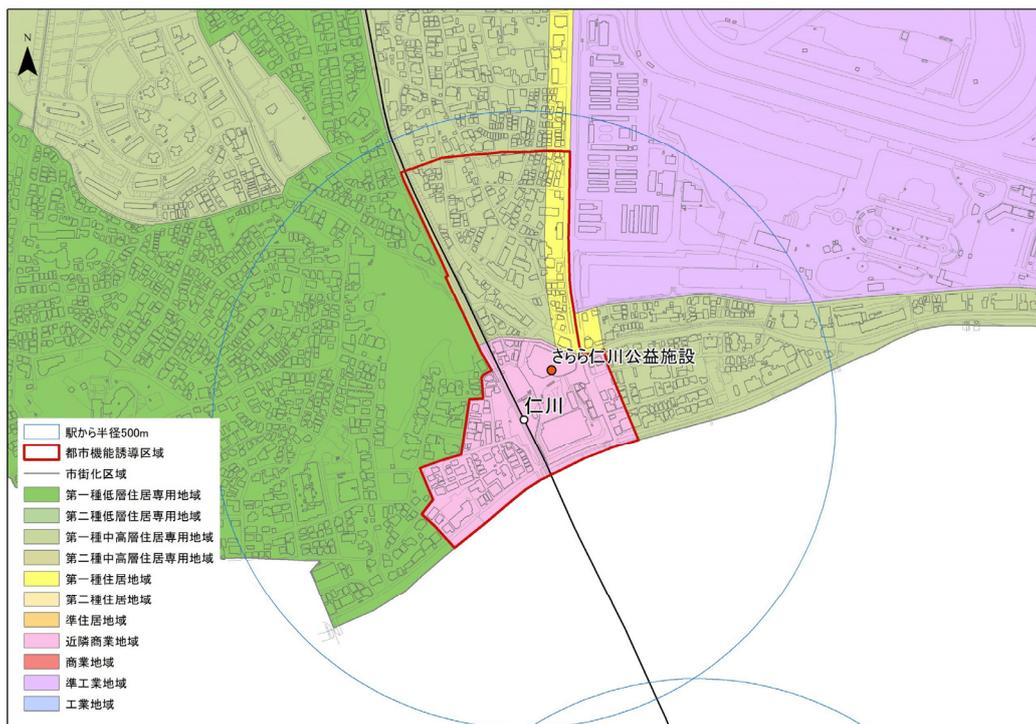


③地域拠点2（「仁川」「小林」「清荒神」「売布神社」「山本」の5箇所）

誘導方針	市民の身近な拠点として、交流機能や文化機能を誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な交流・活動の促進 ・ 日常的に文化芸術に触れられる機会の充実 ・ 柔軟に働くことができる環境の形成
拠点形成に必要な施設 (●: 誘導施設)	●公民館 ●図書館 ●公益施設 ●文化芸術施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツジムなどの運動や健康を増進する施設 ・ 活動の場、憩いの場となる広場・公園 ・ ギャラリーなどの芸術品を展示できる施設 ・ 工房、文化教室などの文化芸術活動ができる施設 ・ 一時的に子どもを預けることができる施設 ・ ワーキングスペースなどのオフィスや自宅以外で仕事・活動ができる施設

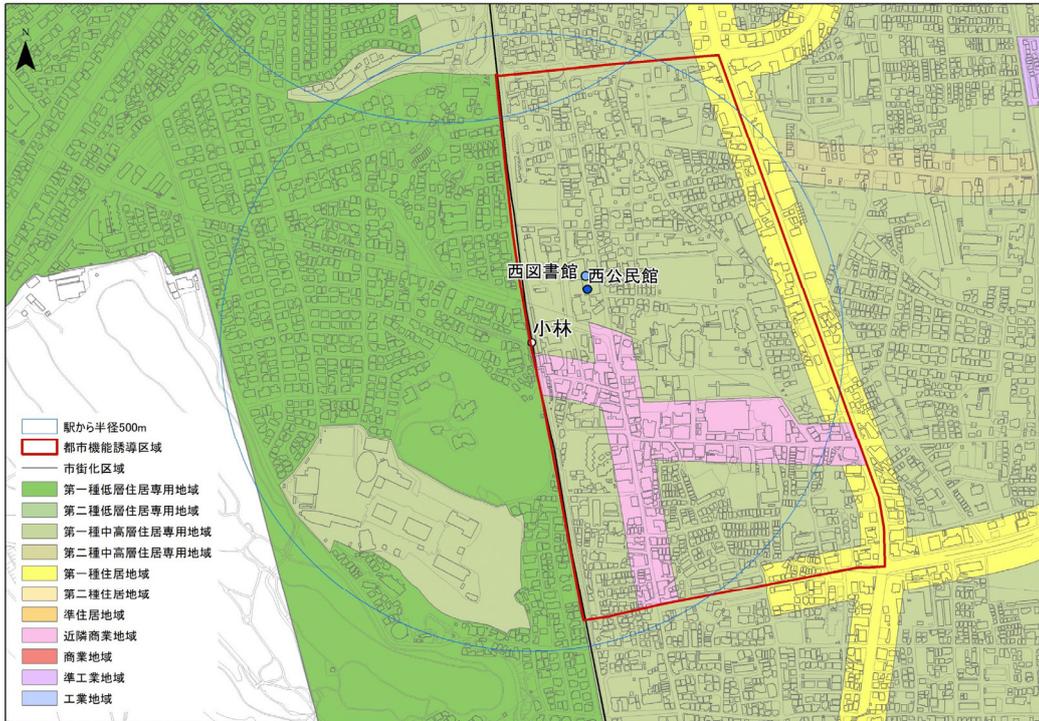
都市機能誘導区域

<仁川：約13ha>

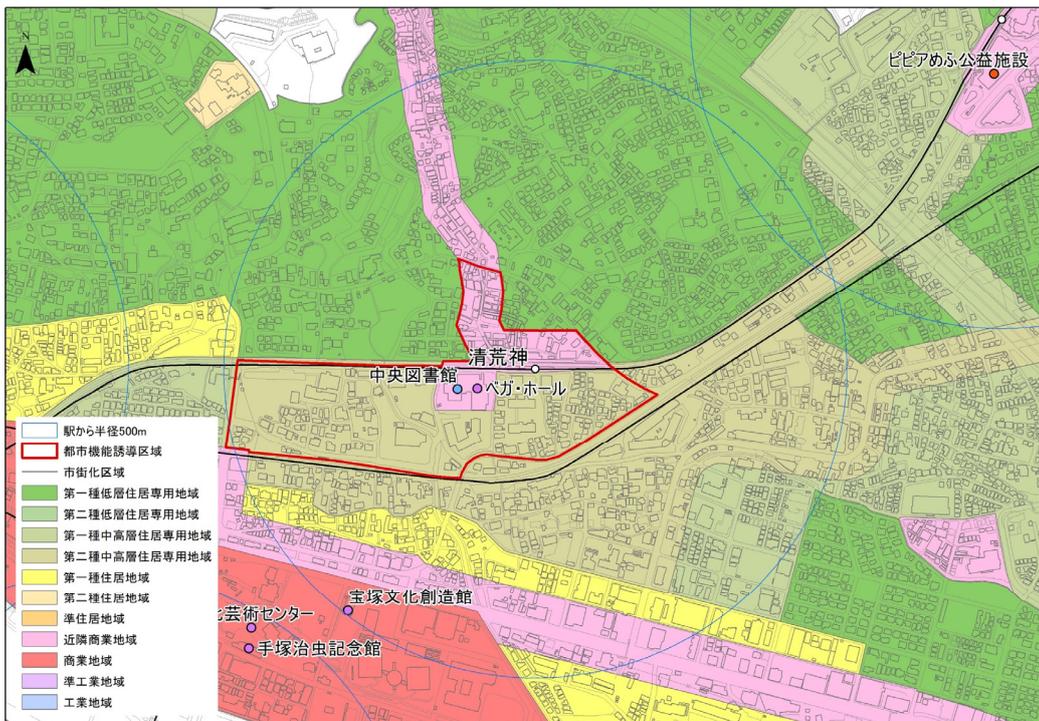


都市機能誘導区域

<小林：約39ha>

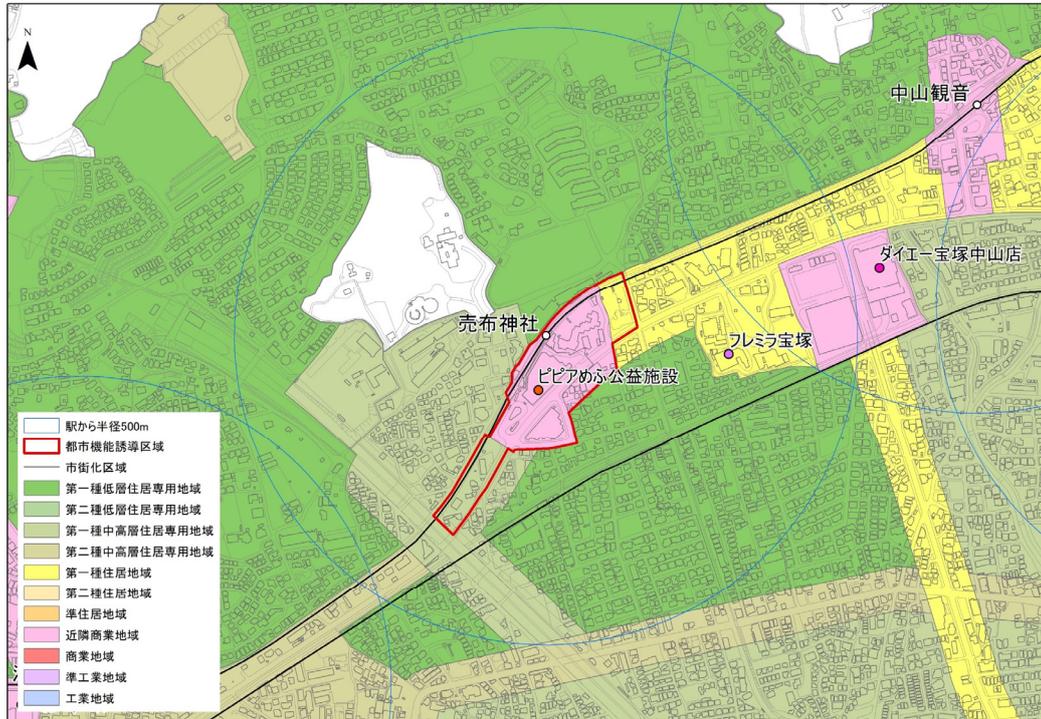


<清荒神：約12ha>

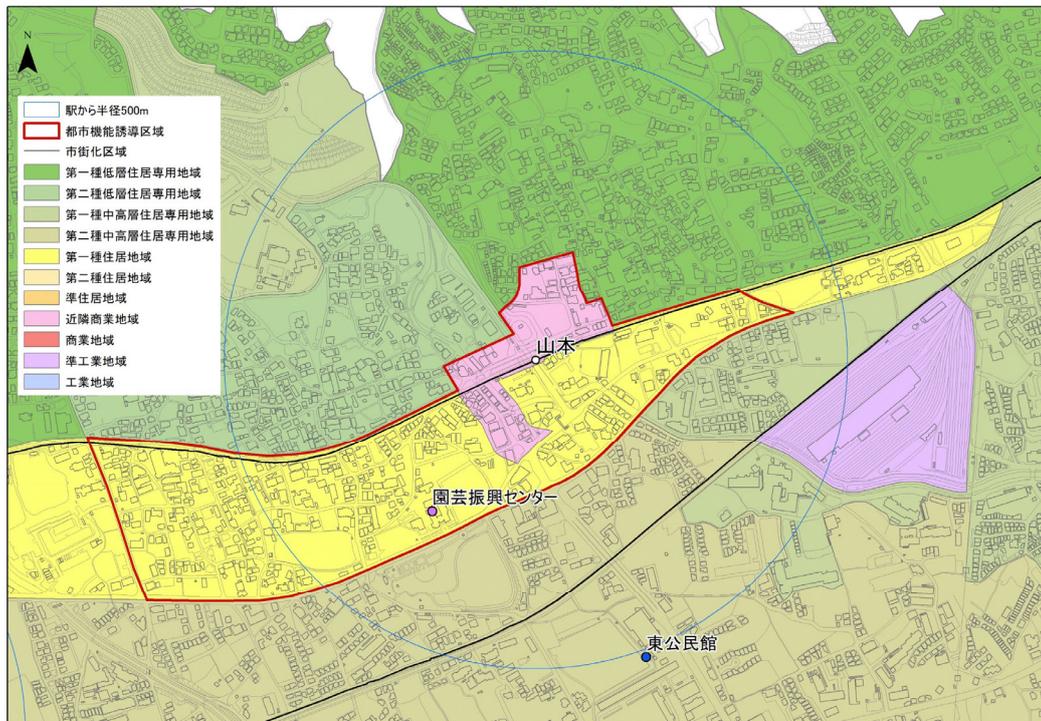


都市機能誘導区域

<売布神社：約3ha>



<山本：約23ha>

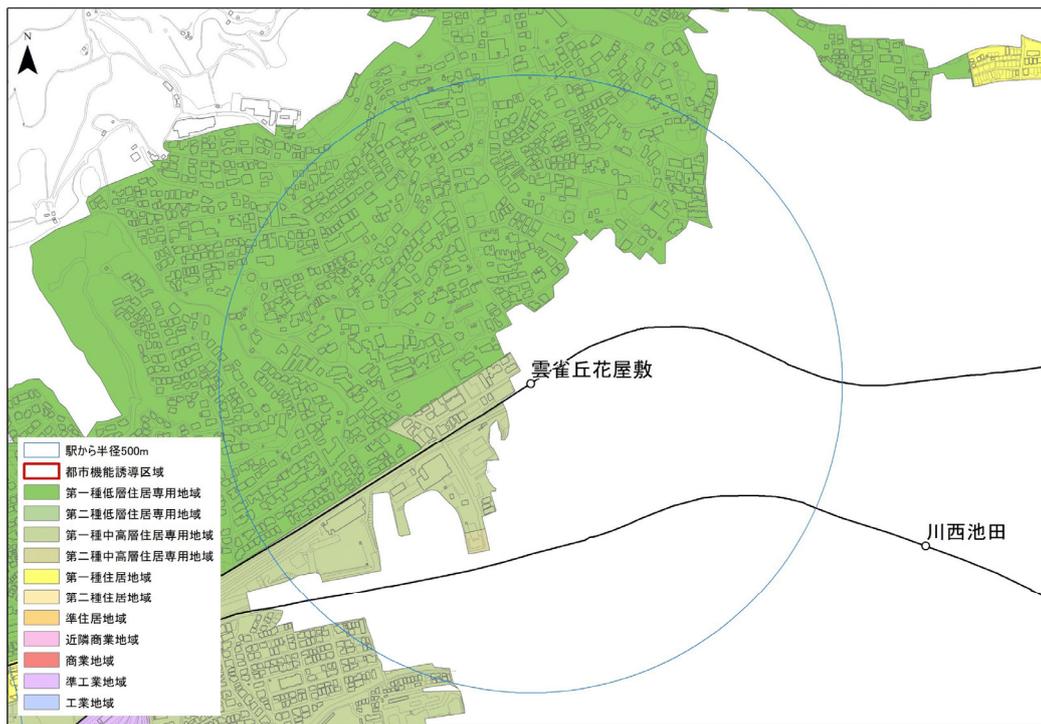


④地域拠点3（「雲雀丘花屋敷」）

誘導方針	<p>市民の身近な拠点として、住環境と調和しつつ、交流機能や文化機能を誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住環境との調和を踏まえた機能の誘導 ・ 多様な交流・活動の促進 ・ 日常的に文化芸術に触れられる機会の充実 ・ 身近で柔軟に働くことができる環境の形成
拠点形成に必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツジムなどの運動や健康を増進する施設 ・ 活動の場、憩いの場となる広場・公園 ・ ギャラリーなどの芸術品を展示できる施設 ・ 工房、文化教室などの文化芸術活動ができる施設 ・ 一時的に子どもを預けることができる施設 ・ コーキングスペースなどのオフィスや自宅以外で仕事・活動ができる施設

都市機能誘導区域

<雲雀丘花屋敷>

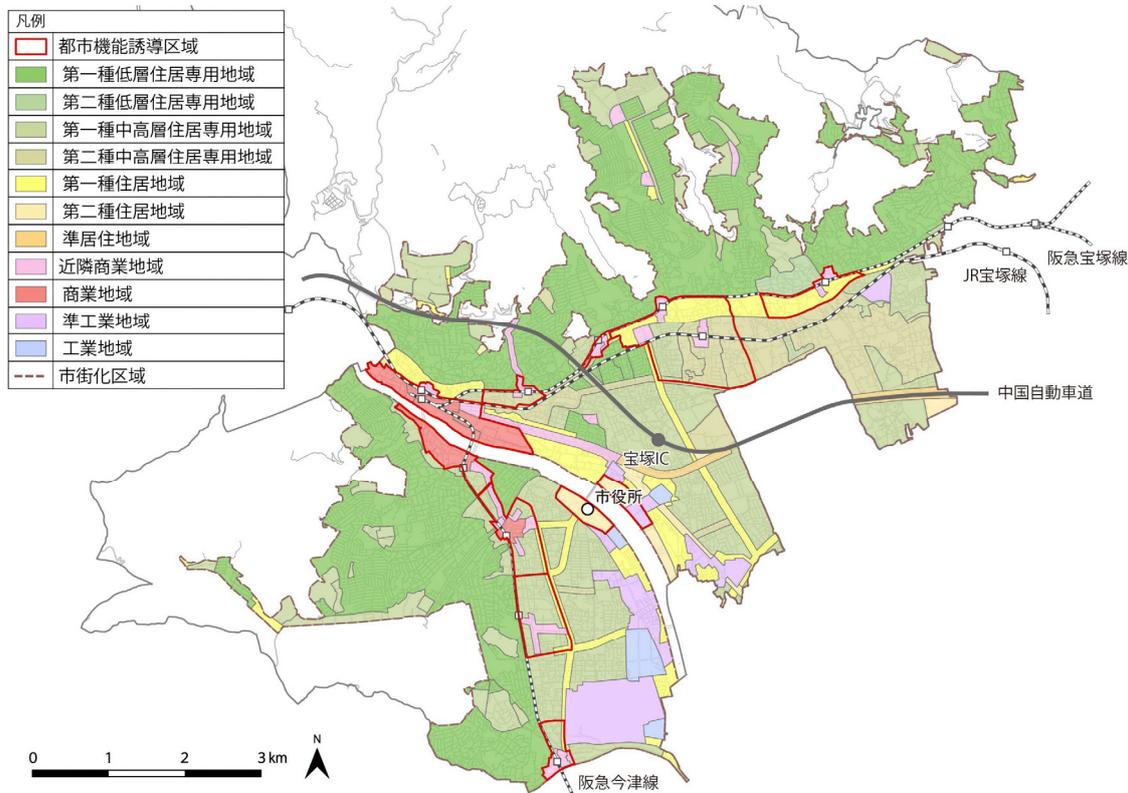


※住環境との調和を重視する方針のため、誘導施設及び都市機能誘導区域の設定は行いません。

⑤シビック拠点（「市役所周辺」）

誘導方針	公共公益機能など市民の暮らしをサポートする機能を誘導 ・暮らしを支える公共公益機能の集積
拠点形成に必要な施設 (●：誘導施設)	●市役所 ●スポーツ施設 ●公民館 ●大型交流施設 ・活動の場、憩いの場となる広場・公園
都市機能誘導区域	
<市役所周辺：約23ha>	

都市機能誘導区域(全体図)



都市機能誘導区域面積：313ha
 都市機能誘導区域の誘導施設の数：23 施設
 市街化区域のうち都市機能誘導区域の占める割合：12.0%

<都市機能誘導区域の誘導施設立地状況>※令和3年(2021年)9月時点

拠点名		施設名
都市拠点	JR・阪急宝塚	「宝塚文化創造館」「文化芸術センター」「ソリオ1」
	宝塚南口	「宝塚大劇場」「手塚治虫記念館」「Gコレクション阪急宝塚」
地域拠点1	逆瀬川	「アピア1」「アピア3」
	中山寺	「ダイエー宝塚中山店」「マーケットスクエア中山寺」
	中山観音	「フレミラ宝塚」
地域拠点2	仁川	「さらら仁川公益施設」
	小林	「西図書館」「西公民館」
	清荒神	「中央図書館」「ベガ・ホール」
	売布神社	「ピピアめふ公益施設」
地域拠点3	山本	「園芸振興センター」
	雲雀丘花屋敷	※誘導施設及び都市機能誘導区域なし
シビック拠点	市役所周辺	「市役所」「中央公民館」「阪神シニアカレッジ」「末広体育館」 「スポーツセンター(総合体育館、武道場、屋内プール)」

<施設根拠>

誘導施設	定義
市役所	市の本庁舎
公民館	社会教育法第 20 条に規定する公民館
図書館	図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館（分室は除く）
公益施設	市の条例で、駅前の活性化を図ると位置づけのある施設
大型交流施設	以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・市の条例で、児童又は高齢者の交流・活動の場として位置づけのある大型児童センター及び老人福祉センター ・高齢者の交流・活動を目的として県が設置する教育施設
スポーツ施設	市の条例で、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図ると位置づけのある総合体育館、体育館、武道館及び屋内プール
文化芸術施設	市の条例で、文化、芸術又は産業の振興を図ると位置づけた施設で、床面積が 1,000 m ² 以上のもの
劇場	建築基準法による用途が劇場で、床面積が 10,000 m ² 以上のもの
博物館・美術館	建築基準法による用途が博物館又は美術館で、床面積が 1,000 m ² 以上のもの
大規模店舗・飲食店	建築基準法による用途が物品販売業を営む店舗又は飲食店で、床面積が 10,000 m ² 以上のもの
大規模店舗・飲食店 (地域拠点型)	以下に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による用途が物品販売業を営む店舗又は飲食店で、床面積が 10,000 m²以上のもの ・大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム（兵庫県）における規模の上限の引き上げが可能なもの

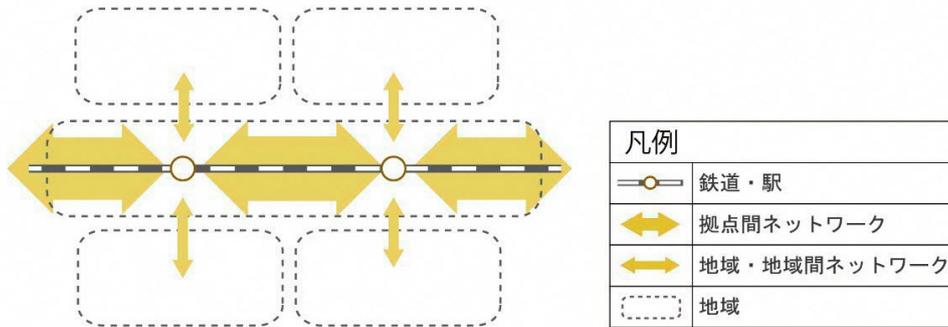
第5章 交通ネットワーク

(1) 立地適正化計画の交通ネットワーク形成の考え方

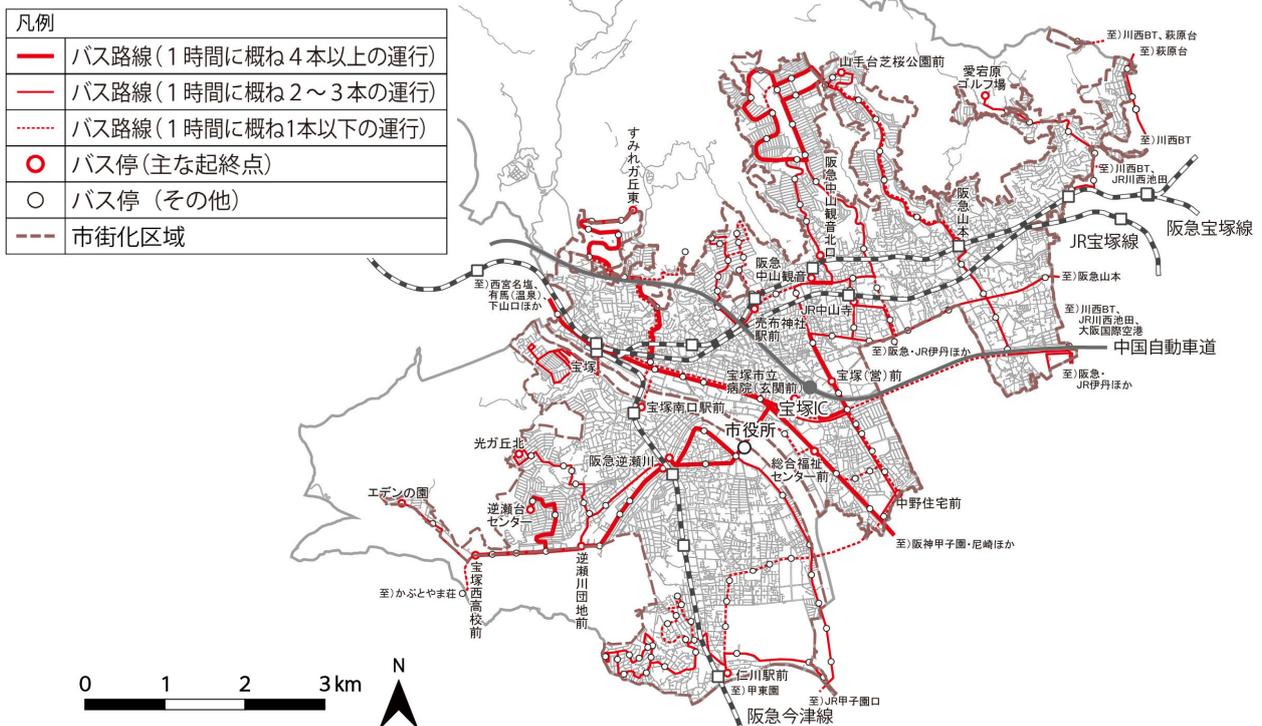
第2章で示す立地適正化計画の目標「住宅都市として、+αの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる都市」の実現には、居住誘導区域（住まい）と都市機能誘導区域（多様な活動の場）を誰もが移動しやすい環境でつなぐことが必要です。

鉄道駅間を結ぶ「拠点間ネットワーク」、鉄道駅と周辺の住宅地を結ぶバスを中心とした「拠点・地域間ネットワーク」を形成します。併せて、これらのネットワークを補完するため、多様な主体による移動手段の確保をめざします。具体的な方向性については、地域公共交通計画（策定予定）で示します。

立地適正化計画の交通ネットワーク形成のイメージ



【参考】バス路線のネットワーク現状



出典) 阪神地域えきバスまっぷ (令和3年(2021年)3月) より作成

第6章 誘導施策

誘導方針に基づき、今後進めるべき居住誘導、都市機能誘導、交通ネットワークの施策を示します。

1. 居住誘導の施策

第2章で示す居住誘導の方針「宝塚の個性を生かした居住誘導」の施策を示します。

(1) ゆとりある住環境の維持・向上に向けたエリアマネジメントの支援

①地域活動の支援

まちづくり協議会などの地域組織の活動を支援し、住環境の維持・向上に向け、住民、事業者などの多様な主体の連携によるエリアマネジメントの導入を図りながら各施策の取組への支援を図ります。

②地域まちづくりの担い手育成

まちづくり協議会などの地域組織の支援を通じて地域のまちづくりの担い手の育成を図ります。

【「ゆとりある住環境の維持・向上に向けたエリアマネジメントの支援」の取組】

「コミュニティ活動支援事業」 「自治会活動支援事業」 「市民活動促進支援事業」
「きずなづくり推進事業」

(2) 良好な住環境維持に向けた空き家等の発生抑制

①空き家の適正管理の促進

適正に管理されない空き家の発生を予防するため、適正管理に向けた啓発を行います。

②空き家バンクの活用促進

市場に流通しない空き家を流通させるため、空き家バンク制度の活用を促進します。

③老朽空き家の除却促進

老朽空き家が周辺へ悪影響を及ぼす前に、所有者に除却を促す取組を行います。

④マンション管理の適正化の推進

マンションの管理不全予防のため、相談体制・啓発活動を充実します。

【「良好な住環境維持に向けた空き家等の発生抑制」の取組】

「空き家セミナーの開催」 「空き家に関する相談窓口の紹介」 「宝塚市空き家バンク制度」
「マンション管理セミナーの開催」 「マンション管理アドバイザー派遣」

(3) 緑の保全・創出

①身近な緑の保全・創出

生産緑地の保全や公園・緑地の整備、公共施設敷地や道路沿道の緑化整備、大規模民間建築物への緑化誘導など、身近な緑の空間を保全、創出します。

②市街地周辺の緑の保全

市街地の周辺にある貴重な緑地環境と自然景観を将来にわたって保全します。

【「身近な緑の保全・創出」の取組】

「生産緑地地区、特定生産緑地の指定」 「公園アダプト団体の支援」 「生け垣助成制度」

(4) 総合的な防災力の向上

居住誘導区域に、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域があることから、市民や事業者への防災啓発をはじめ、防災・減災に向けた総合的な取組を進めます。

詳細は「第7章 立地適正化計画の防災指針」に示します。

(5) 老朽化した都市計画施設の改修

生活の安全性や利便性の維持・向上のため、老朽化した都市計画施設の計画的な改修を進めます。

2. 都市機能誘導の施策

第2章で示す都市機能誘導の方針「地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出」の施策を示します。

(1) 多くの市民、来訪者が訪れ、交流・活動が生まれる都市拠点の形成 【都市拠点】

①賑わいと魅力の中核となる機能の維持・充実

商業・サービス、業務、観光、芸術、文化など、宝塚の中心にふさわしい多様な機能の維持・充実を図ります。

②回遊したくなるウォーカブルな空間の形成

歩行者空間沿道への積極的な商業・サービス施設の誘致や、街路沿いの緑化などを進めることで、歩いて楽しいまちの形成を進めます。

③質の高い都市空間の形成

水と緑の潤いある景観を生かし、宝塚らしさを感じる景観の形成を進めます。

【「多くの市民、来訪者が訪れ、交流・活動が生まれる都市拠点の形成」の取組】

「用途地域、地区計画による維持・誘導」 「花のみちリニューアル工事」

「武庫川（宝来橋～宝塚大橋）周辺散策空間整備事業」 「生け垣助成制度」（再掲）

「景観形成基準による指導」 「観光資源の適正管理」 「アートによる観光まちづくり事業」

(2) 交流や文化芸術活動ができる場の維持・誘導

コミュニティ施設などの様々な市民が交流・活動できる場や図書館、ホール等、文化芸術を学習・体験できる場の維持、誘導を進めます。

【「交流や文化芸術活動ができる場の維持・誘導」の取組】

「用途地域、地区計画による維持・誘導」（再掲） 「新庁舎・ひろば整備事業」

(3) 既存ストックの活用による多様な活動空間の創出

①空き家等の利活用による活動の場の創出

利用されていない空き家や空き店舗が、地域のまちづくり活動や地域の文化芸術活動、スタートアップなどに活用されるよう、リノベーション等の支援を行います。

②身近で農が感じられる空間の創出

市街地内にある身近な農地として生産緑地の保全に努めるとともに、直売所や農家レストラン、市民農園などの市民が農にふれる場としての利活用も促進します。

③多様な活動が生まれる公共空間

公園や駅前デッキなどの公共空間を活用し、多様な活動が生まれるよう、公共空間活用のルールづくりやイベントの開催など、市民、事業者、行政が連携しながら取り組みを進めます。

【「既存ストックの活用による多様な活動空間の創出」の取組】

「店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金」 「商業活性化推進事業補助金」 「市民農園事業」
「生産緑地地区、特定生産緑地の指定」（再掲） 「公共空間を活用したイベント支援」

(4) 柔軟な働き方ができる環境の形成 【都市拠点/地域拠点1/地域拠点2/地域拠点3】

住まいの近くで働けるコワーキングスペースやシェアオフィス、ライフスタイルに応じて多様な働き方ができるワークシェアなどの柔軟に働く場の整備を促進します。

【「柔軟な働き方ができる環境の形成」の取組】

「宝塚市起業家等支援施設認定事業」

(5) 利便性の高い暮らしを支える商業・サービスの充実 【都市拠点/地域拠点1】

大規模な商業施設などの利便性の高い暮らしを支える商業・サービス機能の維持・誘導を進めます。

【「利便性の高い暮らしを支える商業・サービスの充実」の取組】

「用途地域、地区計画による維持・誘導」（再掲） 「店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金」（再掲）
「商業活性化推進事業補助金」（再掲）

(6) 公共建築物の適正配置

地域の様々な活動を支える公共建築物の適正配置を進めます。

【「公共建築物の適正配置」の取組】

「公共施設マネジメント」

3. 交通ネットワークの施策

第2章で示す交通ネットワークの方針「誰もが移動しやすい環境の形成」の施策を示します。

(1) 鉄道、バスの維持と利用促進

鉄道駅間を結ぶ「拠点間ネットワーク」、鉄道駅と周辺の住宅地を結ぶバスを中心とした「拠点・地域間ネットワーク」の維持と利用促進を図ります。

【「鉄道、バスの維持と利用促進」の取組】

「地域公共交通計画（策定予定）に基づく取組」

(2) 地域の実情に応じた新たな移動手段の確保

個別の移動ニーズに対応した新たな移動手段の導入の検討を市民や行政、交通事業者などと連携して行います。

【「地域の実情に応じた新たな移動手段の確保」の取組】

「地域公共交通計画（策定予定）に基づく取組」（再掲）

(3) 自転車利用者や歩行者の安全確保

自転車や歩行者が移動しやすい環境を整えるため、自転車レーンや歩道などの整備を進めます。

【「自転車利用者や歩行者の安全確保」の取組】

「自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備」

(4) 歩道や交通結節点のバリアフリー化

駅舎や駅前ロータリー、駅へのアクセス道路などの主要交通結節点のバリアフリー化を進めるとともに、住宅地内のバリアフリー化を進め、歩きやすく、鉄道やバスなどの公共交通が利用しやすい環境を整備します。

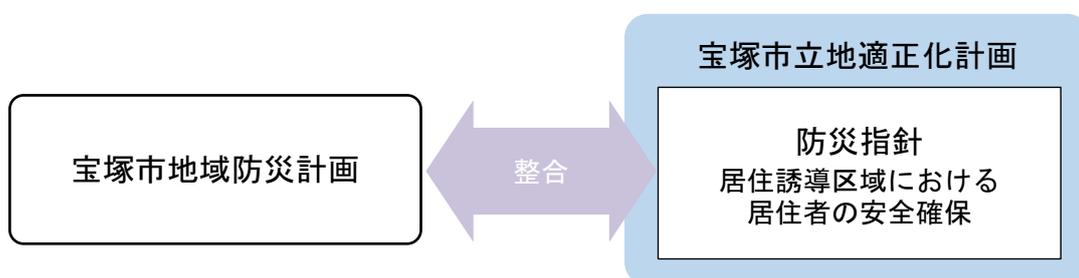
【「歩道や交通結節点のバリアフリー化」の取組】

「道路バリアフリー化整備事業」

第7章 立地適正化計画の防災指針

(1) 防災指針の趣旨

防災指針は、都市再生特別措置法第81条第2項第5号に基づき、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能確保に関する指針です。本市においては、宝塚市地域防災計画との整合を図りつつ、立地適正化計画の目標に即すとともに、居住誘導区域における居住者の安全確保を主な目的とします。



(2) 対象とする災害と災害ハザードエリア

防災指針で対象とする災害と災害ハザードエリアについては、宝塚市地域防災計画で想定する自然災害を踏まえ、以下のとおりとします。

なお、地震災害については、市内全域で災害リスクがあることから、本計画では対象外とし、地震災害を含めた総合的な都市防災の方針は宝塚市都市計画マスタープランで示しています。

災害	災害ハザードエリア
土砂災害	・ 土砂災害（特別）警戒区域 ・ 急傾斜地崩壊危険区域
水害	・ 洪水浸水想定区域（計画規模降雨、想定最大規模降雨）

(3) 災害リスク

①人口密度分布

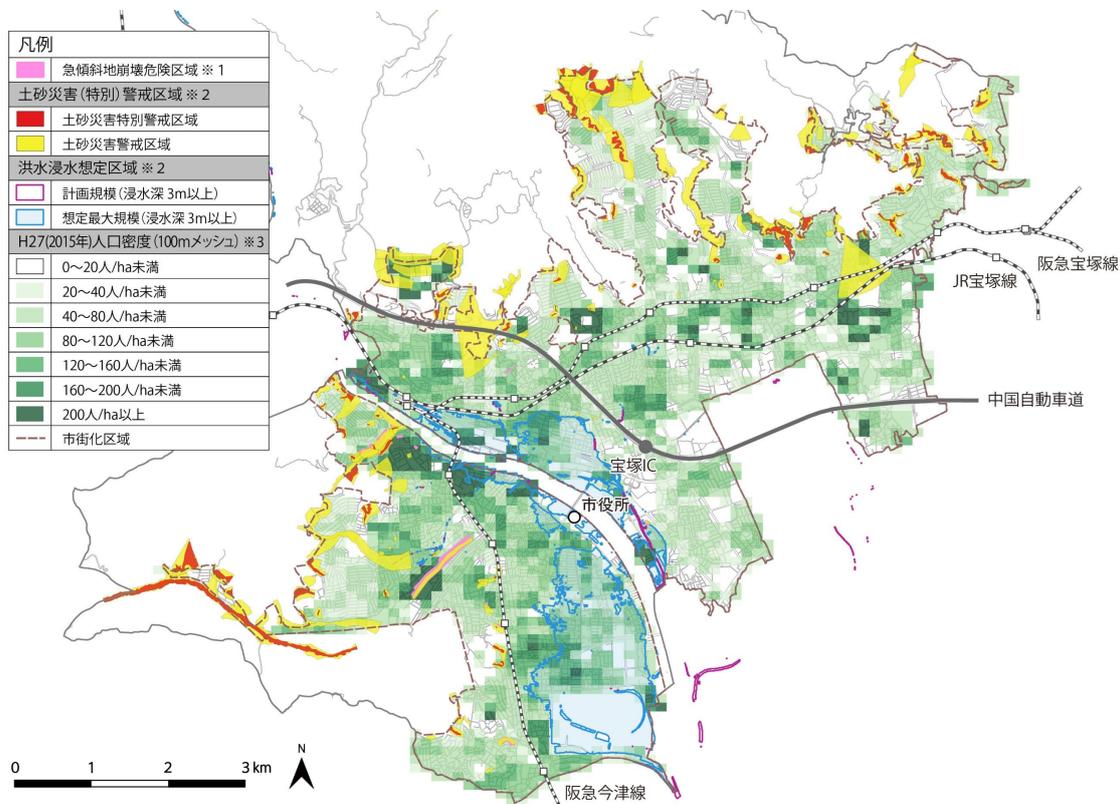
【土砂災害】

土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が、山麓部の市街地縁辺部を中心に局所的に分布しています。

【水害】

浸水深 3m 以上のエリアが、洪水浸水想定区域（計画規模降雨）では河川沿いに局所的に分布していますが、洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）では武庫川沿いを中心に人口密度が高いエリアにも分布しています。

人口密度分布と土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・洪水浸水想定区域の関係



出典) ※ 1 宝塚市作成 (令和 3 年 (2021 年) 3 月時点)
 ※ 2 兵庫県ホームページ (令和 2 年 (2020 年) 3 月時点)
 ※ 3 国勢調査 (平成 27 年 (2015 年)) より作成

②防災拠点・避難所

【土砂災害】

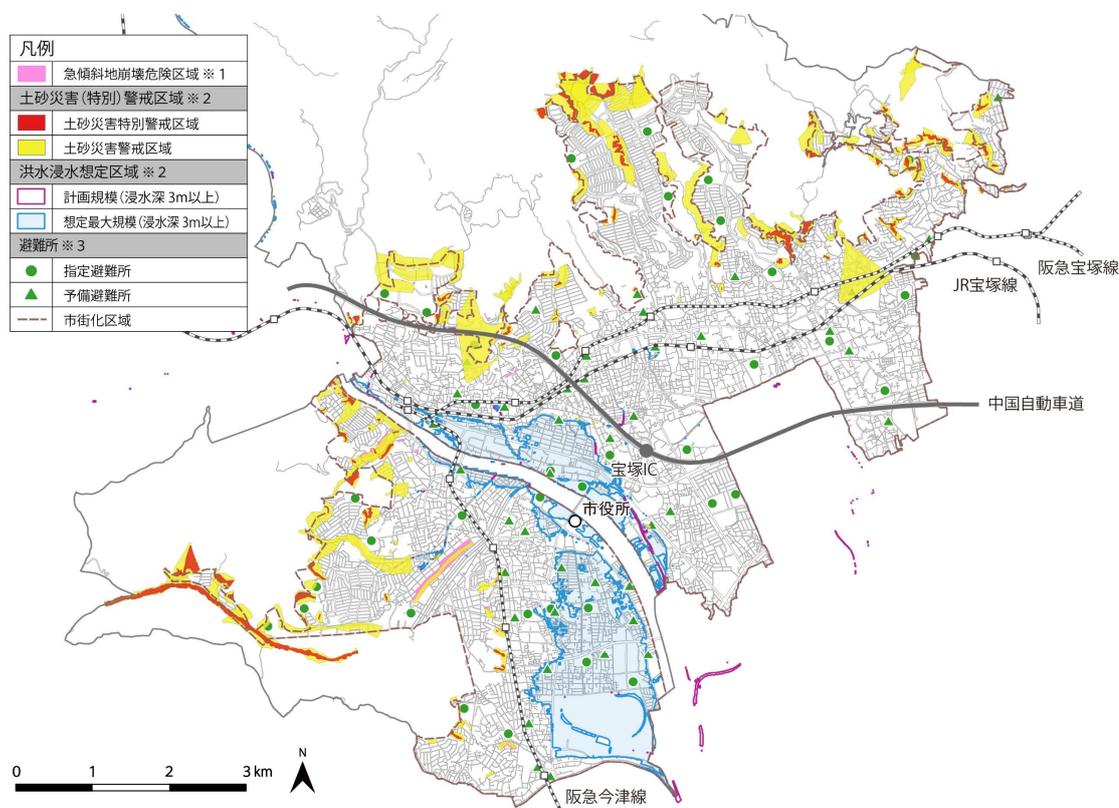
土砂災害警戒区域に一定数の避難所が立地し、土砂災害特別警戒区域にも立地しているものもあります。

【水害】

防災拠点である市役所の一部が、洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）では、一部浸水深3m以上の区域にあります。

避難所は、洪水浸水想定区域（計画規模降雨）においても浸水深3m以上の区域となるものが、一定数あります。

防災拠点・避難所と土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・洪水浸水想定区域の関係



出典) ※1 宝塚市作成 (令和3年(2021年)3月時点)
※2 兵庫県ホームページ (令和2年(2020年)3月時点)
※3 宝塚市作成 (令和2年(2020年)10月時点)

(4) 居住誘導区域の安全に対する課題

①都市基盤施設の整備

比較的発生確率が高いと想定される災害に対して、現在実施している河川、下水道などの都市基盤施設の整備を今後も継続的かつ計画的に実施していくことが必要です。

②防災拠点の整備

想定最大規模降雨では、市役所の一部が浸水想定3m以上の洪水浸水想定区域となっており、情報通信設備などが浸水想定以下に設置されています。より円滑な災害対応を行うため、大規模災害が発生した場合においても、市役所が防災拠点として機能することが必要です。

③避難に対する普及・啓発

災害ハザードエリアに多数立地する避難所については、災害種別・規模に応じて避難所が設定され、早期の警戒・避難指示などを行っていますが、避難に対する普及・啓発を継続的に行うことが必要です。

(5) 居住誘導区域の安全確保のための方針

居住誘導区域の安全確保のための方針を示します。

①都市基盤施設整備の継続

河川、下水道などの都市基盤施設の整備は、これまでも計画的に推進してきましたが、引き続き、各施設の整備計画に基づいて防災対策を推進します。

②大規模災害を想定した防災拠点の整備

市役所の災害対策本部や情報通信設備などの防災拠点機能が、大規模災害が発生した場合においても機能するよう整備します。

③警戒・避難対策（ソフト対策）の推進

災害種別・規模を踏まえた警戒・避難対策（ソフト対策）を推進します。

④低リスク化対策

災害危険度の高い土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は居住誘導区域から除外します。

⑤広域連携、官民連携の推進

自然災害の広域性を踏まえ、国・県・周辺市町との連携による対策推進、さらに民間事業者との官民連携による対策推進を図ります。

(6) 居住誘導区域の安全確保に向けた取組

居住誘導区域の安全確保のため、以下の防災・減災対策に取り組みます。

① 土地利用対策

ア 災害ハザードエリアの指定・見直し

- ・県が行う土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、洪水浸水想定区域の指定・見直しとの連携

イ 農地・緑地の保全

- ・生産緑地地区、緑地保全地区の指定

② 都市基盤施設等整備（ハード対策）

ア 急傾斜地崩壊対策

- ・県が行う急傾斜地崩壊対策事業との連携

イ 防災拠点の整備

- ・宝塚市役所新庁舎・ひろば整備事業による大規模災害を想定した市役所の整備^(※1)

ウ 河川整備

- ・河川整備計画に基づく一級河川、二級河川の整備に関する県との連携
- ・荒神川の治水対策改修事業^(※2)

エ 下水道整備

- ・宝塚市下水道ビジョン2025に基づく水路改修や施設の改善・維持管理など^(※1)

オ 雨水流出、貯留対策

- ・公共事業における雨水流出抑制施策の推進
- ・開発行為における雨水排水流量の規制

③ 警戒・避難対策（ソフト対策）

ア リスク情報の提示

- ・防災マップの更新・配布
- ・災害種別・規模に応じた避難誘導

イ 地域や施設の避難計画支援

- ・地区防災計画、地域版防災マップの作成支援
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援

ウ 避難に係る自助共助体制の確保

- ・防災リーダーの確保、育成
- ・自主防災組織の結成促進、強化

エ 民間施設との避難協定

- ・民間団体・事業所などとの連携による防災体制の強化

※1 概ね5年以内を目標

※2 概ね10年以内を目標

第8章 届出制度

(1) 居住誘導区域外における事前届出

居住誘導区域外において、以下の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

【開発行為】

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

【建築等行為】

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※ 届出があった際、市長は住宅などの立地を適正なものとするための勧告や、土地の取得についてのあっせんなどを行うことができます。

(2) 都市機能誘導区域外における事前届出

都市機能誘導区域外において、以下の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

【開発行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

【建築等行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※ 届出があった際、市長は住宅などの立地を適正なものとするための勧告や、土地の取得についてのあっせんなどを行うことができます。

(3) 都市機能誘導区域における施設の休止または廃止の届出

都市機能誘導区域内においては、誘導施設を休止または廃止しようとする場合、着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

第9章 計画の評価と進行管理

(1) 目標値の設定

本計画における誘導区域の設定や誘導施策の実施による効果を評価するため、居住誘導と都市機能誘導に関する目標指標、目標値を設定します。

また、本計画に基づく取組の進捗状況や効果を点検し、必要な施策の充実などを検討するため、モニタリング指標を設定します。

①居住誘導に関する目標指標、目標値

第2章で示す居住誘導の方針「宝塚の個性を生かした居住誘導」に基づいて設定した誘導区域や誘導施策の効果を評価、点検します。

「宝塚の個性を生かした居住誘導」のうち、「居住誘導」に関する効果を評価するため、「居住誘導区域の人口密度」を目標指標として目標値を設定します。また、「宝塚の個性を生かした」に関する効果を点検するため、「住環境が良いので住み続けたい」「自然環境が豊かで景観が美しいから住み続けたい」と回答した市民の割合を、モニタリング指標として設定します。

目標指標	基準値 (平成27年(2015年))	目標値 (令和22年(2040年))
居住誘導区域の人口密度※	81.3人/ha	73.5人/ha※

※ 令和22年(2040年)推計値(70.7人/ha)

モニタリング指標 (アンケート調査)	基準値 (平成30年(2018年))
「住環境が良いから住み続けたい」と回答した市民の割合	35.8%
「自然環境が豊かで景観が美しいから住み続けたい」と回答した市民の割合	29.5%

②都市機能誘導に関する目標指標、目標値

第2章で示す都市機能誘導の方針「地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出」に基づいて設定した誘導区域、誘導施設、誘導施策の効果を評価、点検します。

「地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出」のうち、「地域の特性に応じた都市機能の誘導」に関する効果を評価するため、「都市機能誘導区域の誘導施

設の数」を目標指標として目標値を設定します。また、「多様な空間の創出」に関する効果を点検するため、「文化芸術活動によく親しんでいる」「週1回以上スポーツに取り組んでいる」と回答した市民の割合をモニタリング指標として設定します。

目標指標	基準値 (令和3年(2021年)9月)	目標値 (令和22年(2040年))
都市機能誘導区域の誘導施設の数	23施設	23施設※

※ 基準値を維持することを目標とする。

モニタリング指標 (アンケート調査)	基準値 (平成30年(2018年))
「文化芸術活動によく親しんでいる」と回答した市民の割合	24.5%
「週1回以上スポーツに取り組んでいる」と回答した市民の割合	35.4%

③交通ネットワークに関する目標指標、目標値

第2章で示す交通ネットワークの方針「誰もが移動しやすい環境の形成」に基づいて設定した誘導施策の効果を評価、点検します。

「公共交通輸送人員の人口比」を目標指標として目標値を設定します。また、「交通の利便性が良いから住みたい」と回答した市民の割合をモニタリング指標として設定します。

目標指標	基準値 (令和元年(2019年))	目標値 (令和22年(2040年))
公共交通輸送人員の人口比	0.74	0.74超

モニタリング指標 (アンケート調査)	基準値 (平成30年(2018年))
「交通の利便性が良いから住みたい」と回答した市民の割合	37.2%

(2) 期待される効果

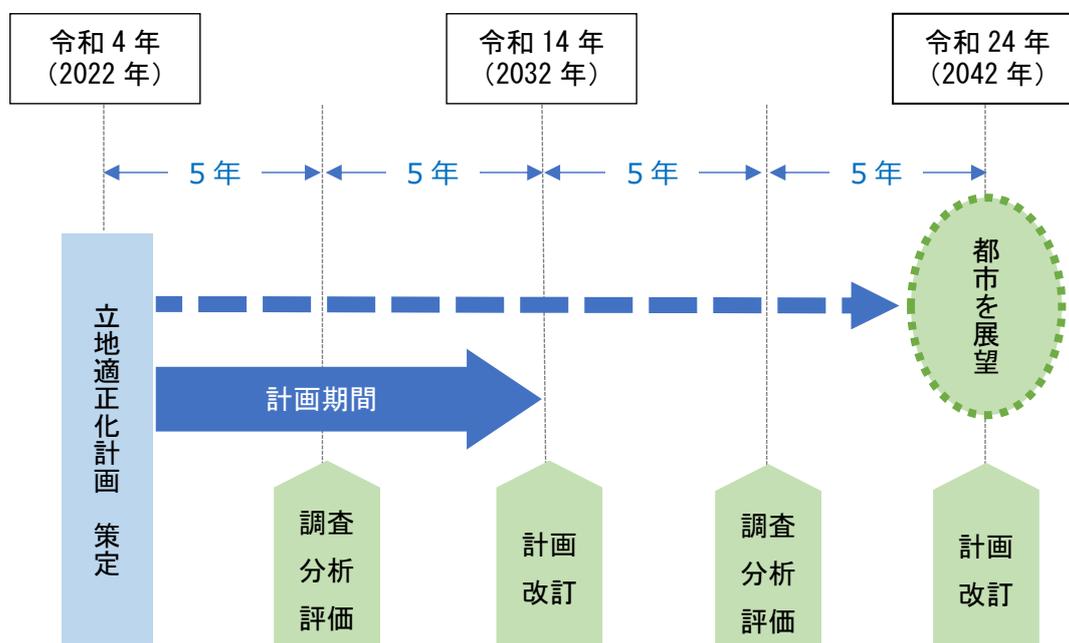
目標の実現による効果として、市民の「引き続き宝塚市内に住み続けたい」と回答した市民の割合が高まることをめざします。

目標指標 (アンケート調査)	基準値 (平成30年(2018年))	目標値 (令和22年(2040年))
「宝塚市内に住み続けたい」と回答した市民の割合	77.1%	77.1%超

(3) 進行管理と計画の見直し

本計画の目標の実現に向け、「Plan (計画)」「Do (実施)」「Check (評価)」「Action (改善)」のPDCAサイクルの考え方に基づいて、概ね5年を目途に、本計画の目標、誘導施策の進捗状況を基に進行管理を行います。

また、本計画については、概ね20年後の都市の姿を展望するとともに、人口動向や災害ハザードエリアの変更などにより、必要が生じた場合は、適宜見直しを行います。



付 属 資 料

目 次

- 1 数値根拠
- 2 用語の解説
- 3 立地適正化計画策定の経過
- 4 諮問書
- 5 答申書

1 数値根拠

(1) 面積

名称		面積 (ha)	根拠
①	市街化区域	2,605	令和3年(2021年)3月時点
②	生産緑地地区	69.72	令和3年(2021年)3月時点
③	市街地縁辺部の地区計画で住宅の立地を認めていない区域	7.9	④+⑤
④	売布自由ガ丘地区地区計画・公園地区	3.0	令和3年(2021年)3月時点
⑤	北雲雀丘地区地区計画	4.9	令和3年(2021年)3月時点
⑥	土砂災害特別警戒区域	15.9	令和2年(2020年)3月時点(GIS)
⑦	急傾斜地崩壊危険区域	9.3	令和3年(2021年)3月時点(GIS)
⑧	都市公園	13.90	令和3年(2021年)3月時点
⑨	居住誘導区域	2,488	①-②-③-⑥-⑦-⑧
⑩	都市機能誘導区域	313	(GIS)

(2) 人口

名称		人口 (人)	根拠
A	市街化区域人口	202,311	平成27年(2015年)国勢調査メッシュデータを按分(将来人口・世帯予測ツールV2(H27国調対応版))
B	居住誘導区域人口	202,311	Aと同じとする。
C	市街化区域人口 令和22年(2040年)推計	175,778	平成27年(2015年)国勢調査より推計を行ったメッシュデータを按分(将来人口・世帯予測ツールV2(H27国調対応版))
D	居住誘導区域人口 令和22年(2040年)推計	175,778	Cと同じとする。
E	市域人口 令和22年(2040年)推計	194,439	平成27年(2015年)国勢調査より推計
F	宝塚市人口ビジョン改定版で目標とする 市域人口 令和22年(2040年)	202,175	宝塚市人口ビジョン改定版(令和3年(2021年)7月) 4(2)②
G	市域人口 令和元年(2019年)	225,199	宝塚市統計調査

(3) 人口密度

名称	人口密度 (人/ha)	根拠
市街化区域人口密度	77.6	A/①
居住誘導区域人口密度	81.3	B/⑨
市街化区域人口密度 令和22年(2040年)推計	67.5	C/①
居住誘導区域人口密度 令和22年(2040年)推計	70.7	D/⑨
居住誘導区域の人口密度(目標値)	73.5	(F × (D/E)) / ⑨ 宝塚市人口ビジョン改定版の目標に合わせる。 市域人口を居住誘導区域人口に変換するため、 D/Eを乗じて算出

(4) 交通

名称		数値 (人) ※Ⅵは除く	根拠
I	市内各鉄道駅（阪急）の一日平均輸送人員 令和元年（2019年）	96,050	宝塚市統計調査の阪急各駅の乗車人員と降車人員の合計÷2
II	市内各鉄道駅（JR）の一日平均輸送人員 令和元年（2019年）	39,849	宝塚市統計調査のJR各駅の乗車人員の合計
III	阪急バス輸送人員 令和元年（2019年）	26,513	宝塚市統計調査の阪急バスの輸送人員
IV	阪神バス輸送人員 令和元年（2019年）	3,488	宝塚市統計調査の阪神バスの輸送人員
V	ランランバス輸送人員 令和元年（2019年）	156	宝塚市調査
VI	公共交通輸送人員の人口比	1.34	(I+II+III+IV+V) / G

(5) アンケート調査

項目	割合 (%)	根拠
「住環境が良いから住み続けたい」と回答した市民の割合	35.8	市民アンケート調査報告書（平成31年（2019年）3月） 2-2(2) H30年度調査
「自然環境が豊かで景観が美しいから住み続けたい」と回答した市民の割合	29.5	市民アンケート調査報告書（平成31年（2019年）3月） 2-2(2) H30年度調査
「文化芸術活動によく親しんでいる」と回答した市民の割合	24.5	市民アンケート調査報告書（平成31年（2019年）3月） 4-3(6)① H30年度調査
「週1回以上スポーツに取り組んでいる」と回答した人の割合	35.4	市民アンケート調査報告書（平成31年（2019年）3月） 4-3(4)⑥ H30年度調査
「交通の利便性が良いから住み続けたい」と回答した市民の割合	37.2	市民アンケート調査報告書（平成31年（2019年）3月） 2-2(2) H30年度調査
「宝塚市内に住み続けたい」と回答した市民の割合	77.1	市民アンケート調査報告書（平成31年（2019年）3月） 2-2(1) H30年度調査

2 用語の解説

※ページ番号は、本計画における初出のページを示している。

あ

エリアマネジメント (P15)

特定のエリアを単位に、住民や民間事業者が主体となって、まちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行おうという取組。

か

急傾斜地崩壊危険区域 (P12)

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定される区域。傾斜角度が30度以上、高さが5m以上、被害を受ける恐れのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには許可が必要となり、一定要件を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

居住誘導区域 (P1)

都市の居住者の居住を誘導すべき区域。

区域区分 (P9)

都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域で定める市街化区域と市街化調整区域との区分。

計画規模降雨 (P13)

「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生状況などを考慮して設定(兵庫県では1級河川の主要区間において概ね1/100~1/200年確率規模、その他河川では概ね1/30~1/100年確率規模で設定)。

減災 (P9)

防災が被害を出さない取組であるのに対し、被害がでることを想定した上で、災害時に発生し得る被害を最小化するための取組(ダメージコントロール)。

洪水浸水想定区域 (P12)

水防法に基づき指定される区域。洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

交通結節点 (P34)

鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場など、同じ交通手段や異なる交通手段を相互に連絡し、乗り換え・乗り継ぎなどができる場所のこと。

コンパクト(なまちづくり) (P1)

住まい、職場、学校、病院、遊び場などの諸機能を集積することにより、自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせる生活空間を実現するまち、もしくはそれをめざしたまちづくり。

コンパクト・プラス・ネットワーク (P1)

平成26年(2014年)に国がとりまとめた「国土のグランドデザイン2050」で示された考え方。人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、まちづくりを進めること。

さ

災害ハザードエリア（P35）

災害の危険性があるとして、法律等により指定された区域。

市街化区域（P9）

既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化区域内農地（P9）

市街化区域内にある農地。一定の条件を満たすことで生産緑地地区に指定されるものがある。

生産緑地地区（P11）

市街化区域内にある農地などの生産活動に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために定める地区。

想定最大規模降雨（P13）

当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が、当該河川でも同じように発生するという考え方にに基づき、国において、日本を降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定（兵庫県では各河川において想定最大規模降雨が 1/1000 年確率規模以上になるように設定）。

た

地区計画（P11）

用途地域などの都市計画が全国画一的な制限を行うのに対して、住民の生活に結びついた地区を単位として、その地区の特性に合わせて、建築物の用途や形態について、きめ細やかに定め、良好なまちづくりを実現しようとする制度。

都市機能（P3）

都市が持つ都市としての機能。電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能及び商業、教育、観光に関する機能などが含まれる。

都市機能増進施設（P1）

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

都市機能誘導区域（P1）

都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。

都市基盤施設（P38）

道路、公園、鉄道などの公共運輸機関、上下水道、廃棄物処理施設、通信施設、エネルギー施設など、生活や産業の基盤となる施設。

都市計画区域（P6）

市の中心の市街地を含み、自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などに関する現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として指定した区域。

都市公園（P11）

営造公園のうち、国や地方自治体が良好な都市環境を創出するため、都市公園法に基づき設置した公園。

土砂災害警戒区域（P12）

土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定される区域。急傾斜

地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域（P12）

土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定される区域。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

は

バリアフリー（P34）

高齢者や障害者などが社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、障壁を取り除いた状態をいう。

阪神間モダニズム（P8）

1900年代から1930年代にかけて、主に六甲山系と海に囲まれた理想的な地形を有する阪神間（神戸市灘区・東灘区、芦屋市、宝塚市、西宮市、伊丹市、尼崎市、三田市、川西市）を中心とした地域を土台に育まれた、近代的な芸術・文化・生活様式とその時代の状況。

防災指針（P1）

居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針。

や

誘導施設（P1）

都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設。

3 立地適正化計画策定の経過

(1) 会議等の経過

年度	月日	会議等	内 容
令和元年度	7月29日	令和元年度 第1回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープランの見直し等について（事前説明）
	10月31日	第1回小委員会	委員長選出 宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のためのスケジュール（案）について 都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画策定の基本方針（案）について
	12月25日	第2回小委員会	都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画策定の基本方針（案）について
	3月2日 ～3月23日	第3回小委員会 （書面開催）	立地適正化計画の誘導方針（案）について
	3月19日	第1回連絡調整会	都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画策定の基本方針（案）について
令和2年度	7月27日	第2回連絡調整会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の骨子（案）について
	9月4日	第4回小委員会	宝塚市都市計画マスタープラン骨子（案）について 宝塚市立地適正化計画骨子（案）について
	10月14日	令和2年度 第2回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子（案）について（意見徴収）
	11月7日	住民説明会 （中央公民館）	宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子について
	11月12日	住民説明会 （中央公民館）	宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子について
	2月15日	第3回連絡調整会	宝塚市都市計画マスタープラン素案について 宝塚市立地適正化計画素案について
	3月24日	令和2年度 第5回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて（諮問） 宝塚市立地適正化計画の策定について（諮問）
令和3年度	6月29日	令和3年度 第1回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて（継続審議） 宝塚市立地適正化計画の策定について（継続審議）
	7月7日	第4回連絡調整会	宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の原案について
	8月24日	住民説明会 （男女共同参画センター）	宝塚市都市計画マスタープランの改定について 宝塚市立地適正化計画の策定について
	8月26日	住民説明会 （西公民館）	宝塚市都市計画マスタープランの改定について 宝塚市立地適正化計画の策定について
	8月31日	住民説明会 （西谷会館）	宝塚市都市計画マスタープランの改定について 宝塚市立地適正化計画の策定について
	10月15日	令和3年度 第2回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて（継続審議） 宝塚市立地適正化計画の策定について（継続審議）
	12月1日 ～1月4日	パブリック・コメント	宝塚市都市計画マスタープラン（案）及び宝塚市立地適正化計画（案）に係るパブリック・コメント
	2月10日	令和3年度 第4回都市計画審議会	宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて（答申審議） 宝塚市立地適正化計画の策定について（答申審議）
令和4年度	5月2日		宝塚市立地適正化計画策定及び公表

※ 都市計画審議会：宝塚市都市計画審議会

※ 小委員会：宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のための小委員会

※ 連絡調整会：宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のための連絡調整会

(2) 宝塚市都市計画審議会委員名簿

(令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)、所属等は令和3年(2021年)4月時点)

区分	氏名	所属等	備考
市議会議員	池田 光隆		～令和2年5月18日 令和3年5月19日～
	梶川 みさお		～令和3年5月18日
	たぶち 静子		～令和2年5月18日
	風早 ひさお		～令和2年5月18日
	田中 大志朗		
	石倉 加代子		令和2年5月19日～ 令和3年11月11日
	江原 和明		令和2年5月19日～ 令和3年5月18日
	山本 敬子		令和2年5月19日～
	寺本 早苗		令和3年5月19日～
	くわはら 健三郎		令和3年11月12日～
知識経験者	秋山 孝正	関西大学 環境都市工学部 教授	
	島田 茂	甲南大学 名誉教授	
	田中 みさ子	大阪産業大学 デザイン工学部 教授	
	西井 和夫	山梨大学 名誉教授	
	岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部 教授	
	古川 彰	関西学院大学 名誉教授	
	澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科 教授	
	中西 一彦	宝塚市農業委員会 会長	～令和2年7月20日
	宮本 博司	宝塚商工会議所 会頭	～令和2年5月25日
	藤原 英二	宝塚警察署 署長	～令和2年3月31日
	今里 有宏	宝塚商工会議所 会頭	令和2年5月26日～ 令和2年9月30日
	林 五郎	宝塚市農業委員会 会長	令和2年7月21日～
	新谷 俊廣	宝塚商工会議所 専務理事	令和2年10月1日～
	岡本 修	宝塚警察署 署長	令和2年4月1日～
公募による市民	関口 義弘		～令和3年3月31日
	波田 剛		～令和3年3月31日
	中澤 朋子		～令和3年3月31日
	外山 毅		～令和3年3月31日
	齋藤 信二		令和3年4月1日～
	西川 大輔		令和3年4月1日～
	青木 晴美		令和3年4月1日～
	長野 裕子		令和3年4月1日～
県の職員	吉田 良	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり参事	～令和2年3月31日
	横山 一也	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり参事	令和2年4月1日～

(3) 宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のための小委員会委員名簿

(令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)、所属等は令和3年(2021年)4月時点)

区分	氏名	所属等	備考
知識経験者	秋山 孝正	関西大学 環境都市工学部 教授	
	島田 茂	甲南大学 名誉教授	
	田中 みさ子	大阪産業大学 デザイン工学部 教授	
	西井 和夫	山梨大学 名誉教授	
	岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部 教授	
	古川 彰	関西学院大学 名誉教授	
	澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科 教授	

(4) 宝塚市都市計画マスタープラン見直し等のための連絡調整会構成員名簿

(令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度))

職名(令和元年度)	職名(令和2年度～)
企画経営部政策室長	企画経営部政策室長
企画経営部公共施設整備担当次長	企画経営部公共施設整備担当次長
企画経営部行財政改革室長	企画経営部行財政改革室長
市民交流部きずなづくり室長	市民交流部きずなづくり室長
総務部行政管理室長	総務部行政管理室長
都市安全部危機管理室長	都市安全部危機管理室長
都市安全部生活安全室長	都市安全部生活安全室長
都市安全部建設室長	都市安全部建設室長
都市整備部都市整備室長	都市安全部北部地域整備担当次長
都市整備部建築住宅室長	都市整備部都市整備室長
健康福祉部安心ネットワーク推進室長	都市整備部建築住宅室長
健康福祉部福祉推進室長	健康福祉部安心ネットワーク推進室長
子ども未来部子ども家庭室長	健康福祉部福祉推進室長
環境部環境室長	子ども未来部子ども家庭室長
産業文化部産業振興室長	環境部環境室長
産業文化部北部地域調整担当次長	産業文化部産業振興室長
産業文化部室のまち創造室長	産業文化部北部地域振興担当次長
上下水道局施設部長	産業文化部室のまち創造室長
消防本部企画管理担当次長	上下水道局施設部長
教育委員会社会教育部生涯学習室長	消防本部企画管理担当次長
	教育委員会社会教育部生涯学習室長

4 諮問書

宝塚市諮問第2号

宝塚市都市計画審議会

宝塚市立地適正化計画の策定について (諮問)

別紙のとおり宝塚市立地適正化計画の策定について諮問します。

令和3年(2021年)3月8日

宝塚市長 中川 智子

5 答申書

宝 都 審 第 1 8 号

令和4年(2022年)2月14日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市都市計画審議会

会長 西井 和夫

宝塚市立地適正化計画の策定について

(宝塚市決定)

(答 申)

令和3年(2021年)3月8日付宝塚市諮問第2号で諮問のあった標記のことについては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった宝塚市立地適正化計画の策定については、原案のとおり決定することに同意します。